

津島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和5年度 ～ 令和14年度

令和5年3月

津島市

= 目 次 =

ごみ処理基本計画

第1章 計画の主旨.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 関連計画.....	3
1. 第5次津島市総合計画.....	3
2. 津島市環境基本計画.....	4
第4節 計画の期間.....	5
第5節 計画の範囲.....	5
第2章 地域の概況.....	6
第1節 津島市の特性.....	6
1. 地勢.....	6
2. 気候.....	7
第2節 社会環境.....	8
1. 人口及び世帯数の状況.....	8
2. 経済、産業の状況（産業別就業者数等）.....	10
3. 土地利用の状況.....	10
第3章 現況の把握.....	12
第1節 ごみ処理の概況.....	12
1. ごみ処理の沿革.....	12
2. ごみ処理の流れ.....	14
3. ごみ量、ごみ質.....	15
4. 排出抑制、資源化.....	25
5. 収集運搬.....	27
6. 中間処理.....	28
7. 最終処分.....	32
8. ごみ処理経費.....	34
9. ごみ処理の評価.....	36
第2節 現況推移.....	37
1. 現況推移ケースにおけるごみ処理量の見込み.....	37
第4章 課題の抽出.....	42
第1節 現況の整理.....	42
1. 地域の特性.....	42
2. 分別区分の評価.....	42

3.	上位計画.....	43
4.	前回計画の達成度合い.....	44
第2節	課題の抽出.....	45
1.	発生・排出抑制.....	45
2.	収集運搬.....	45
3.	中間処理.....	45
4.	分別・資源化.....	45
5.	最終処分.....	46
第5章	基本計画.....	47
第1節	前提条件の整理.....	47
1.	循環型社会及び低炭素社会の概念.....	47
2.	排出抑制・資源化に向けた方策の概念.....	47
3.	SDGs 時代のごみ問題について.....	48
4.	広域的取組みの推進と必要性.....	49
第2節	基本方針.....	51
1.	基本理念.....	51
2.	基本方針.....	51
第3節	達成目標.....	53
1.	ごみ排出量の削減目標.....	53
2.	資源化率の目標.....	54
3.	最終処分量の目標.....	55
4.	目標達成ケースにおけるごみ処理量の見込み.....	56
第4節	ごみ処理基本計画.....	59
1.	ごみ処理の主体.....	59
2.	発生・排出抑制計画.....	59
3.	分別・資源化計画.....	62
4.	収集運搬計画.....	64
5.	中間処理計画.....	66
6.	最終処分計画.....	67
第5節	その他ごみの処理に関し必要な事項.....	68
1.	不適正排出、不法投棄対策.....	68
2.	災害廃棄物処理.....	69
3.	地球温暖化対策.....	71

第1章 計画の主旨

第1節 計画の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)(以下「廃棄物処理法」という。)では、第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

津島市(以下「本市」という。)では、平成25年3月に「津島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成25年度～平成34年度)」(以下「前計画」という。)を策定しました。この前計画は、市民協働に重点をおき、ごみの減量や資源化に関する各種の施策や取組を推進してきました。

世界ではSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の考え方にに基づき、17のグローバル目標と169のターゲット(達成基準)を設定し、持続可能な社会の実現に向け、各国が協力して取り組んでいるところです。

また、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などにより、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)が施行されました。食品ロスへの関心も高まっており、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)が令和元年10月に施行されました。

前計画が策定されてから10年が経過し、生活様式の変化によりごみの種類やごみ質に変化が生じており、現状のごみ処理体制で十分なごみの減量・資源化が行われているのか見直す時期がきています。

このような背景のもと、目標年度(令和4年度)を迎えた前計画に替わる新たな計画の策定が求められています。

今回策定する「津島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(以下「本計画」という。)は、本市におけるごみ処理を円滑に推進し、市内における一般廃棄物について、生活圏からの速やかな排除及び資源化、減容化、並びに減量化を図るために、必要な市域の状況や上位計画及び周辺計画との整合性を配慮し、また、一般廃棄物の広域処理をしている海部地区環境事務組合との連携を第一に入れて、基本的な方針を定めるものであり、減量化、資源化を基本とする「廃棄物循環型処理」を目標に、長期的、総合的視野に立った計画を策定することを目的とします。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」はもとより、その上位法である「環境基本法」（平成5年法律第91号）や「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）をはじめ、各種リサイクル法や「愛知県廃棄物処理計画」（令和4年2月策定）に基づき、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものです。

本計画は、本市の廃棄物処理行政における最上位の計画に位置付けられ、本市における廃棄物処理の基本方針となるものです。また、「総合計画」や「環境基本計画」等の実施計画として、本市における今後の一般廃棄物の適正な処理を推進するための性格を有しています。

本計画の位置付けを図1-1に示します。

なお、計画策定に際しては公募の市民委員に点検・検討を頂くなど、市民協働でごみの減量、資源化に取り組んでいく体制を心掛けていくこととします。

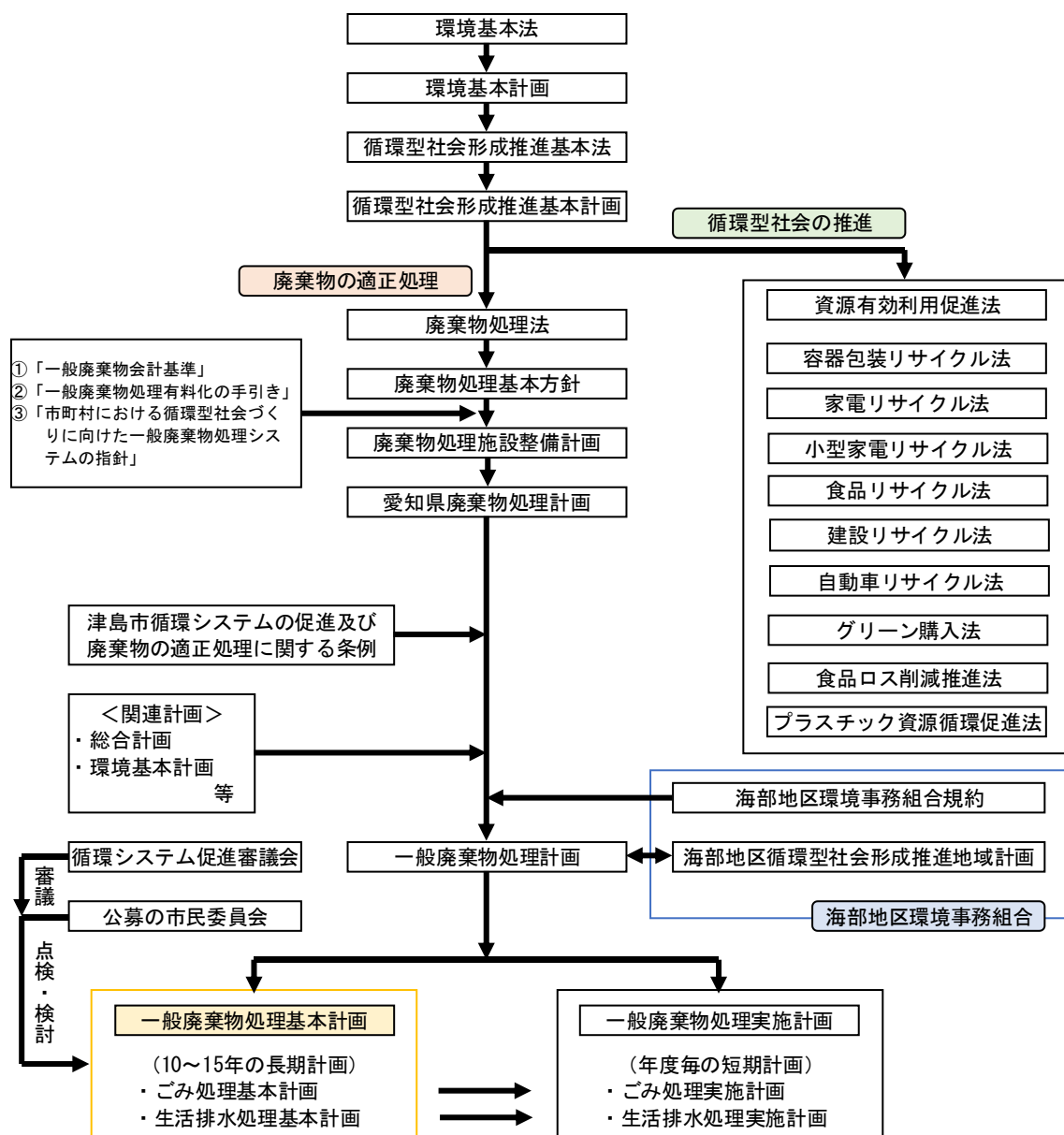


図1-1 本計画の位置付け

第3節 関連計画

1. 第5次津島市総合計画

本市では、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする総合計画を策定し、津島の将来像やまちづくりの指針と目標、それを具体化するための施策を定めています。

本計画との関連事項を以下に示します。

○将来都市像

～未来につなぐ～ 住んでみたい 住んでよかったまち 津島

○重点戦略

- 戦略1 子どもを産み育てやすい環境をつくる
- 戦略2 まちの活力を高め、人の流れをつくる
- 戦略3 支えあい、安心して暮らせる地域をつくる

○分野別計画（関連事項を抜粋）

第3章 産業・環境・市民生活

4. 環境保全

まちづくり指標

指標	現状値 (2019年)	目標値	
		2025年	2030年
市区域におけるCO ₂ 排出量（千t-CO ₂ ）	370	344	311
市民1人1日当たりのごみ排出量（g）	743	729	704
資源化率（%）	14.0	19.1	21.6

施策の方針

(1) 身近な水と緑の保全・創出

(2) 資源循環型社会の形成

- 市民の意識向上を図り、家庭での取組を推進することで、ごみ発生量を削減します。
- 社会の状況に応じた資源化リサイクルを更に推進します。
- ライフスタイルの変化や超高齢社会に対応したコストと環境負荷のバランスを考慮した処理体制を推進します。
- 迅速かつ適正な処理に向けて関係機関と連携するとともに、災害廃棄物の仮置場候補地を確保し、災害時における廃棄物処理体制を整備します。

(3) 地球温暖化の緩和策と適応策の推進

(4) 魅力ある生活環境の創造

2. 津島市環境基本計画

環境基本計画は、まちづくりの基本的な考え方を示す津島市総合計画を環境面から補完し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されています。

平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間の計画期間としており、策定から 5 年が経過した令和 3 年度に中間見直しが行われました。

本計画との関連事項を以下に示します。

○基本理念

津島の自然や歴史・文化を礎に、ともにづくり、未来へつなぐ

○基本目標

- 1 人と生きものが共生するまち
- 2 モノを大切に作る心が根付いたまち
- 3 エネルギーを賢く大切に使うまち
- 4 津島らしさが感じられるまち
- 5 持続可能で快適なまちの実現に向けて

○目標指標の達成状況

基本目標 2 モノを大切に作る心が根付いたまち

目標指標

目標指標	策定時	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)
一人一日当たりのごみ排出量	877g/人・日 (平成 24 年度)	743g/人・日 (令和元年度)	730g/人・日
リサイクル率	16.7% (平成 24 年度)	14.0% (令和元年度)	23.0%
モノを長く使うように心がけている市民の割合	70.5%	55.6%	82.0%

○施策方針

基本目標 2 モノを大切に作る心が根付いたまち

- 廃棄物の発生抑制を推進します
- 廃棄物の再生利用を推進します
- 廃棄物の適正な処理を推進します
- 不法投棄・不適正処理対策を推進します

第4節 計画の期間

環境省が策定した「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月改定）では、「一般廃棄物処理基本計画」は目標年次をおおむね10年から15年先として、おおむね5年ごとに改定するほか、国における廃棄物処理行政や社会経済情勢が大きく変化した場合には適時見直しを行うことが適切であるとされています。

本計画の期間は、令和5年度を初年度とし、令和14年度を目標年度とする10年計画とします。本計画の期間を図1-2に示します。

年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
計画の 予定期間	← 計画期間（10年） →									目標 年度
	点検・評価 (必要に応じて見直し)				見 直 し	点検・評価 (必要に応じて見直し)				見 直 し

図1-2 計画の期間

第5節 計画の範囲

本計画の範囲は、津島市全域における一般廃棄物（ごみ）を対象とします。

第2章 地域の概況

第1節 津島市の特性

1. 地勢

本市は濃尾平野の西部、名古屋市の西方約16kmに位置し、市域は南北7.25km、東西7.30km、面積は25.09km²を有しています。市域の西半分を愛西市、東半分の大部分をあま市と接しているほか、本市南部では海部郡蟹江町と接しています。

地質は木曾川、長良川、揖斐川等の河川によって堆積した沖積層からなる三角州平野で、地形的には市域のほとんどが起伏の少ない海拔ゼロメートル以下の低地となっています。また、中央部を南北に縦断する天井川である日光川をはじめ、日光川水系の河川が流れています。

津島神社の門前町として、また、交通・経済の要衝である湊町として、近世・中世を通じて繁栄してきました。

本市の位置図を図2-1に示します。

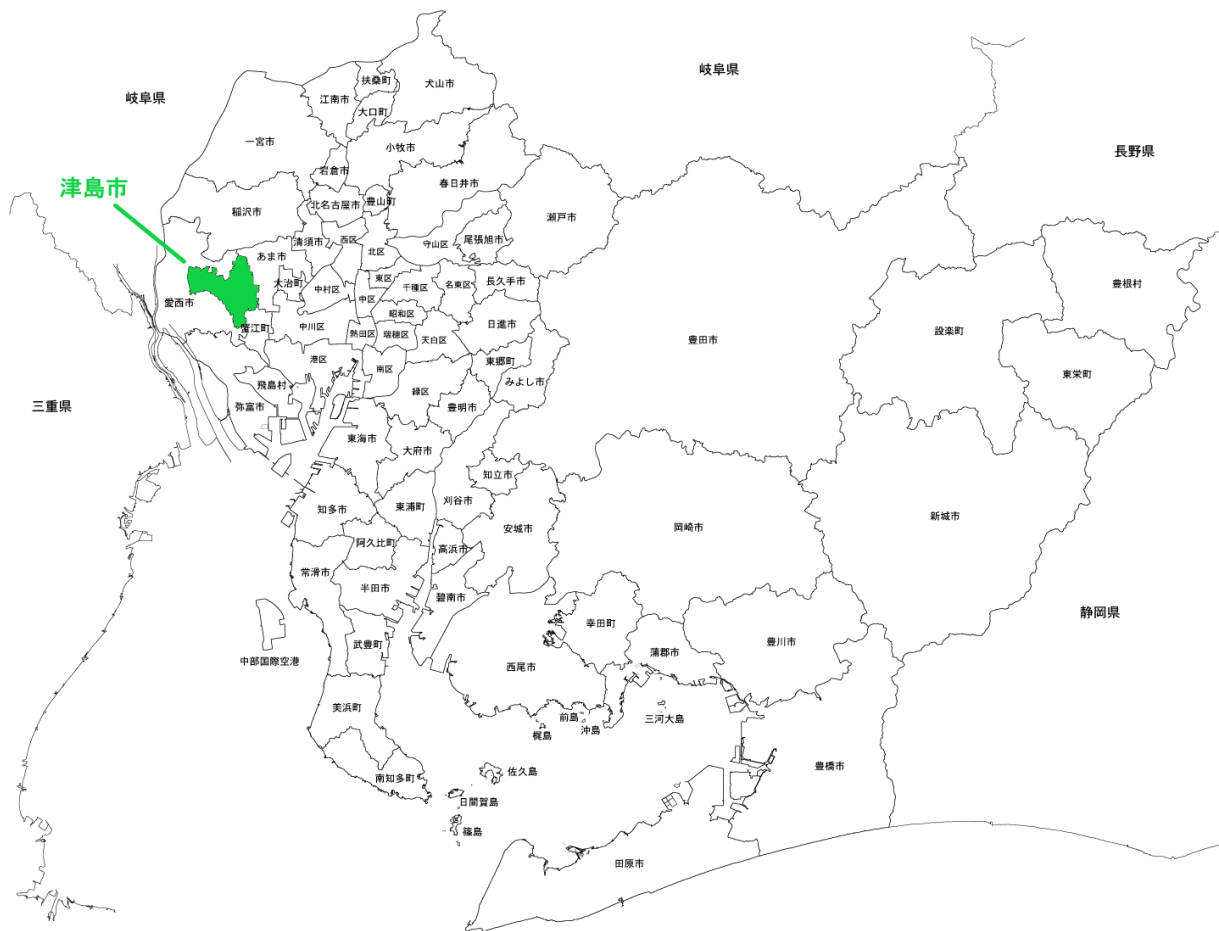


図2-1 本市の位置図

2. 気候

本市の気候は、春・秋は過ごしやすく、夏は高温多湿で蒸し暑く、冬は北西の風が強く吹きます。

最寄りの地方気象観測所である愛西観測所における令和3年の気温と降雨量を表 2-1 及び図 2-2 に示します。

表2-1 気温と降雨量（令和3年 愛西観測所）

観測所	単位	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
気温	最高気温	℃	15.4	21.1	23.5	27.5	30.3	32.5	35.9	37.0	31.8	31.0	24.8	17.4
	最低気温	℃	-4.1	-1.8	0.8	4.6	8.4	14.6	20.8	21.8	16.6	6.8	0.6	-1.4
	日平均気温	℃	4.5	6.8	11.1	14.3	18.7	23.1	27.1	27.2	23.4	19.1	12.1	6.6
月間降雨量	mm	64.5	46.5	218.0	211.5	241.5	155.0	205.5	335.5	259.5	65.0	68.5	110.5	

出典：気象庁ホームページ 各種データ・資料 過去の気象データ検索

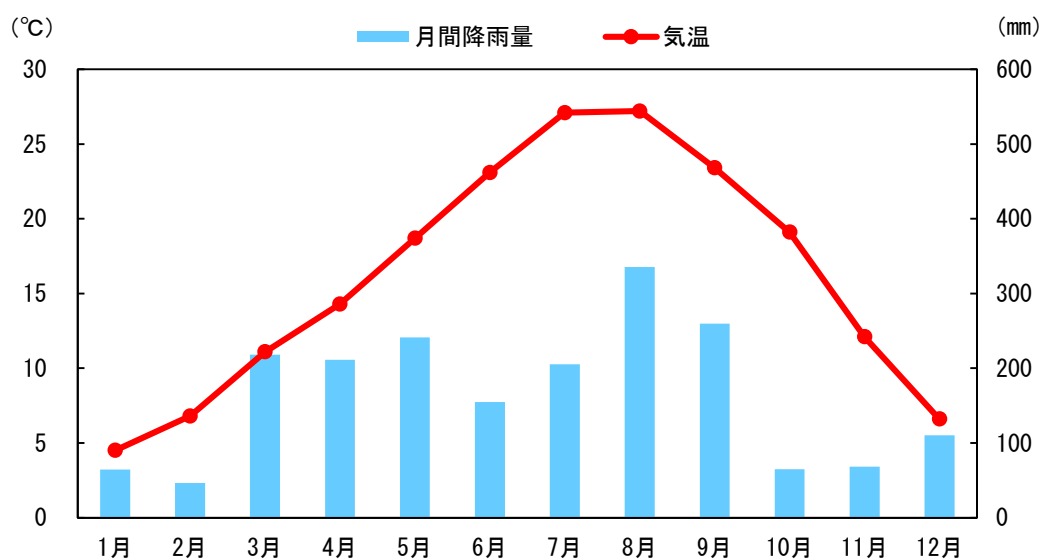


図2-2 気温と降雨量（令和3年 愛西観測所）

第2節 社会環境

1. 人口及び世帯数の状況

平成24年から令和3年までの本市の人口及び世帯数の推移を表2-2及び図2-3に示します。

本市の令和3年の人口は61,146人となっており、平成24年からの10年間で減少傾向を示しています。過去10年間で4,761人減少しています。また、世帯数は26,780世帯となっており、過去10年間で増加傾向を示し、1,248世帯増加しています。世帯人員は年々減少しており、令和3年で2.28人/世帯となっています。

表2-2 人口及び世帯数等の推移

項目	単位	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
人口	人	65,907	65,217	64,618	64,190	63,815	63,285	62,720	62,407	61,827	61,146
	男	32,258	31,957	31,740	31,601	31,483	31,208	30,968	30,838	30,513	30,175
	女	33,649	33,260	32,878	32,589	32,332	32,077	31,752	31,569	31,314	30,971
世帯数	世帯	25,532	25,517	25,591	25,729	25,876	25,988	26,168	26,503	26,662	26,780
世帯人員	人	2.58	2.56	2.53	2.49	2.47	2.44	2.40	2.35	2.32	2.28

出典：津島市ホームページ 統計情報 津島市の人口（各年10月1日現在）

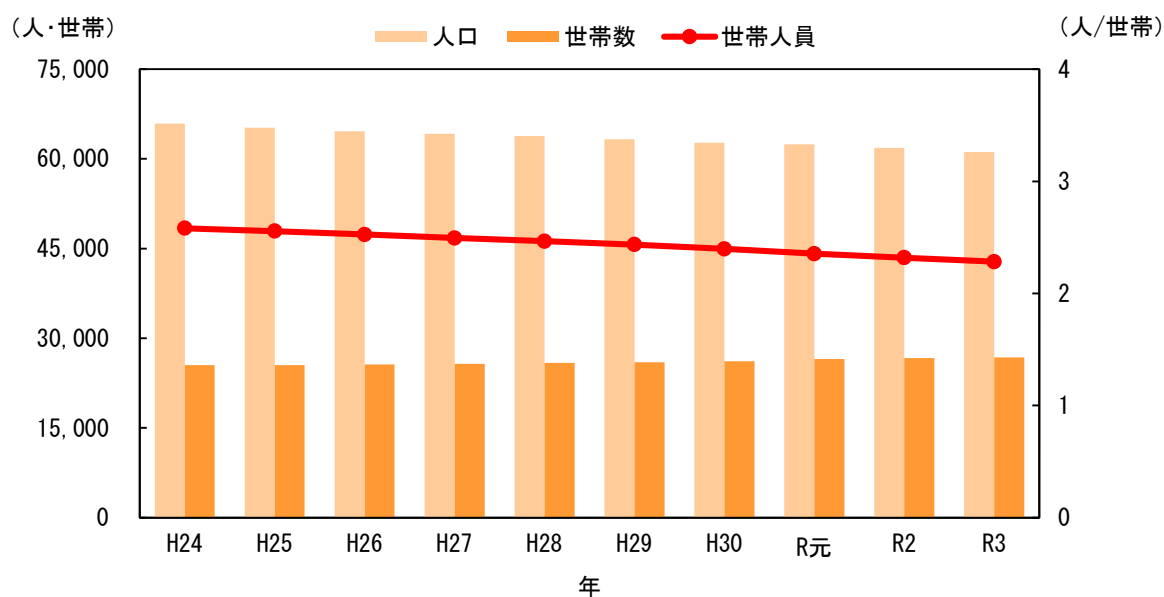


図2-3 人口及び世帯数等の推移

本市の男女別及び年齢別の人口を表 2-3 及び図 2-4 に示します。

本市の男女別 5 歳階級別人口は、男性は 50～54 歳の人口が最も多く 2,701 人、女性は 70～74 歳の人口が最も多く 2,674 人となっており、少子高齢化が進みつつある人口ピラミッドの形となっています。

また、65 歳以上の人口の割合は 29.7%であり、ほかの多くの都市と同様に、本市も超高齢社会となっています。

表2-3 男女別及び年齢別の人口（令和 4 年 1 月 1 日現在）

区分	年齢 (歳)	男性 (人)		女性 (人)		割合 (%)
年少人口	0～ 4	862	3,349	782	3,010	10.4
	5～ 9	1,118		919		
	10～14	1,369		1,309		
生産年齢人口	15～19	1,587	18,859	1,473	17,677	59.9
	20～24	1,769		1,658		
	25～29	1,564		1,373		
	30～34	1,380		1,197		
	35～39	1,482		1,355		
	40～44	1,834		1,736		
	45～49	2,656		2,563		
	50～54	2,701		2,513		
	55～59	2,120		2,058		
	60～64	1,766		1,751		
老年人口	65～69	1,784	7,879	1,823	10,203	29.7
	70～74	2,156		2,674		
	75～79	1,712		2,098		
	80～84	1,295		1,762		
	85～	932		1,846		
総数		30,087		30,890		100.0
		60,977				

出典：津島市ホームページ 統計情報 津島市男女別年齢（5歳階級）別住民基本台帳人口

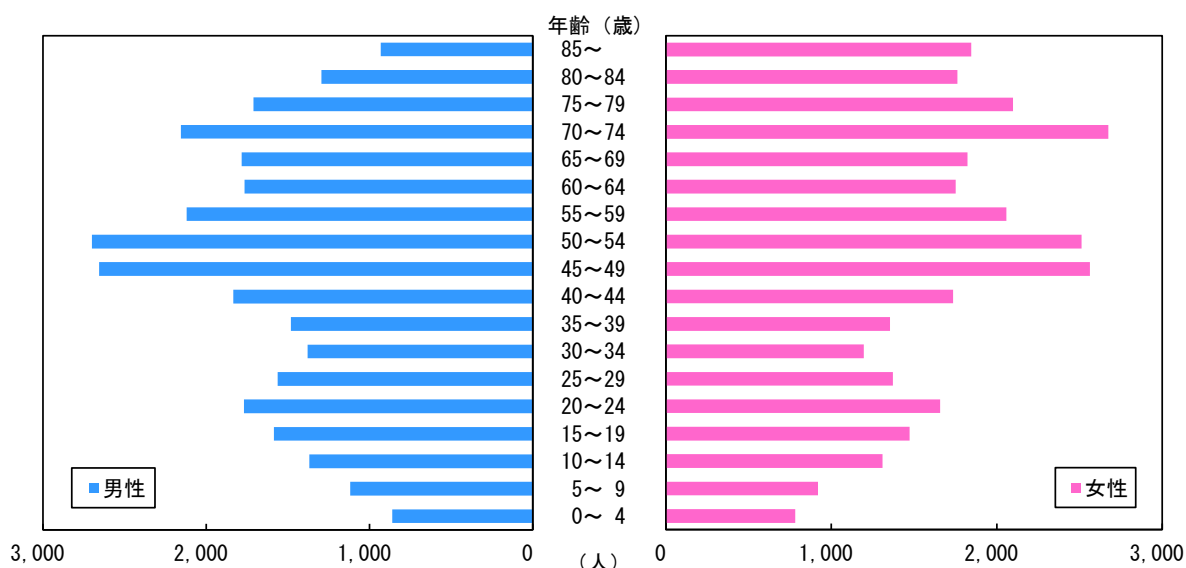


図2-4 男女別及び年齢別の人口（令和 4 年 1 月 1 日現在）

2. 経済、産業の状況（産業別就業者数等）

平成 28 年経済センサス活動調査による本市の業種別の事業所数及び従業者数を表 2-4 に示します。

本市の事業所の総数は 2,779 事業所、従業者の総数は 27,673 人となっています。なお、事業所数の 78.3%、従業者数の 75.2%を第三次産業が占めています。

表2-4 業種別の事業所数及び従業者数（平成 28 年）

業種	事業所数		従業者数	
	(事業所)	比率(%)	(人)	比率(%)
第一次産業	5	0.2	54	0.2
農業, 林業	5	0.2	54	0.2
漁業	0	0.0	0	0.0
第二次産業	594	21.4	6,801	24.6
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	0.0	7	0.0
建設業	244	8.8	1,811	6.5
製造業	349	12.6	4,983	18.0
第三次産業	2,180	78.3	20,818	75.2
電気・ガス・熱供給・水道業	4	0.1	94	0.3
情報通信業	8	0.3	127	0.5
運輸業, 郵便業	47	1.7	1,160	4.2
卸売業, 小売業	734	26.4	6,274	22.7
金融業, 保険業	35	1.3	432	1.6
不動産業, 物品賃貸業	132	4.7	485	1.8
学術研究, 専門・技術サービス業	73	2.6	373	1.4
宿泊業, 飲食サービス業	318	11.4	2,803	10.1
生活関連サービス業, 娯楽業	224	8.1	1,080	3.9
教育, 学習支援業	148	5.3	1,791	6.5
医療, 福祉	237	8.5	3,845	13.9
複合サービス事業	12	0.4	469	1.7
サービス業（他に分類されないもの）	208	7.5	1,885	6.8
総数	2,779	99.9	27,673	100.0

注 1) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

出典：総務省 平成 28 年経済センサス-活動調査

3. 土地利用の状況

1) 土地利用

本市の土地利用状況を表 2-5 及び図 2-5 に示します。

令和 4 年 1 月 1 日における土地利用状況は、宅地の割合が最も多く 34.8%を占め、次いで田の 31.0%、その他の 20.6%となっています。

表2-5 土地利用状況（令和4年1月1日現在）

区分	総計	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積（㎡）	23,720,272	7,356,169	1,381,035	8,259,883	20,984	3,817	46,572	1,769,129	4,882,683
構成比	—	31.0%	5.8%	34.8%	0.1%	0.0%	0.2%	7.5%	20.6%

出典：津島市ホームページ 津島の統計（令和4年4月1日）

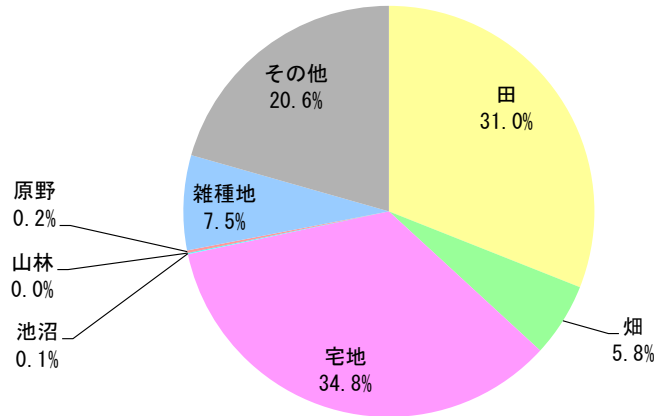


図2-5 土地利用状況（令和4年1月1日現在）

2) 都市計画

本市の都市計画状況を表2-6に示します。

令和4年4月1日における市街化調整区域は73.46%、市街化区域は26.54%となっています。

表2-6 都市計画状況（令和4年4月1日現在）

区域部分		面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	
総面積		2,509	100.00	—	—	
市街化調整区域		1,843	73.46	60	200	
市街化区域		666	26.54	—	—	
市街化区域	用途地域別	第一種低層住居専用地域	8.7	1.30	30	50
		第一種中高層住居専用地域	40.5	6.08	60	100
		第一種住居地域	143.3	21.52	60	200
		準住居地域	313.0	47.00	60	200
		近隣商業地域	3.3	0.50	60	150
		商業地域	23.2	3.48	60	200
		準工業地域	39.0	5.86	80	200
		工業地域	17.0	2.55	80	400
		工業地域	68.0	10.21	60	200
		工業地域	10.0	1.50	60	200
		計	666.0	100.00	—	—

出典：津島市ホームページ 津島の統計（令和4年4月1日）

第3章 現況の把握

第1節 ごみ処理の概況

1. ごみ処理の沿革

本市におけるごみ処理の沿革を表3-1に示します。

表3-1 本市におけるごみ処理の沿革（その1）

年 月	沿 革
昭和25年	各家庭において自家処理をしていた。 馬車を使い、ごみを収集する者があった。
30年	津島市のごみ焼却場ができる。 市のごみ収集を始める。
39年	「津島市ほか四町衛生組合」（津島市、蟹江町、弥富町、佐屋町、佐織町）発足
40年	可燃物、不燃物の2分別収集を開始
41年	「津島市ほか四町衛生組合」のごみ焼却場移動
46年	機械車（ロータリー・ローダー）を導入
51年	「津島市ほか十一町村衛生組合」（津島市、七宝町、美和町、大治町、蟹江町、十四山村、飛鳥村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村、佐織町）を組織し、新焼却場建設のプランニングをする。
54年	新焼却場建設工事差し止めを名古屋地裁より受ける。
55年	市指定のごみ袋を選定する。その結果、年間1,500tの減量を見る。 石油製品の開発に伴い、多種多様な合成樹脂類等が多量に排出され、公害防止のため5月より合成樹脂類の分別収集を実施
56年	分別収集を実施するために清掃現場のプロジェクトチームを結成 分別収集検討委員会の設置（労使協議会） 分別収集を実施するため沼津市・普通寺市へ視察研修 分別収集試行のためのプランニング
11月	モデル地区内で分別収集を試行
57年 1月	分別収集の全市内実施のためのプランニング調整を実施 （全市内ステーション化等）全市内へ分別収集のための説明会に入り、分別収集を開始 検討委員会メンバー・清掃職員早朝立ち番実施 高知市へ廃プラ分別収集に関する視察を実施 翌年の生ごみ分別収集モデル地区へ説明会に入る。 生ごみのコンポスト化実験開始
58年	生ごみ分別収集開始のための視察を実施 農村地区を対象に、生ごみに関するアンケートを実施 生ごみの分別収集モデル地区において一部試行を始める。その後、徐々に増加し、1,800世帯を対象とする。
9月	焼却場（旧佐織町地内）テスト運転開始
59年 4月	生ごみの高速堆肥化工場運転（平成4年3月まで） 焼却場本格操業開始
7月	廃プラスチック減容固化工場運転 有害ごみ（廃乾電池・体温計）の分別収集開始
62年 4月	土曜収集中止 空き缶プレスカーを導入（資源収集で集めた空き缶を車搭載の磁選機によってアルミ缶とスチール缶とを選別し、プレスする） アルミ缶プレスの出張サービスを開始（平成16年3月まで）
平成 4年 1月	生ごみ処理容器設置補助制度開始（1基6,000円）
9月	医療廃棄物収集車導入（平成10年3月まで）
10月	生ごみ高速醗酵処理装置（リサイター）導入
5年 3月	一般廃棄物処理基本計画（平成5年度～平成14年度）の策定
10月	医療廃棄物収集開始（平成12年3月まで）
6年 3月	モデル地域での生ごみ分別収集中止
7年 4月	EMボカシ実践モニター設置
7月	津島市循環システム促進審議会発足 フロンガス回収機を導入し、冷蔵庫・エアコンのフロンガスを回収開始（平成16年3月まで）
8年 2月	官民共同開発の空き缶プレスカーを導入（平成16年3月まで）
3月	一般廃棄物最終処分場（新開）50,800m ³ を造成
6月	分別収集計画の策定（第1期 平成9年～13年）
9年 10月	ペットボトル分別収集（箱回収）を開始
12年 4月	「津島市ほか十一町村衛生組合」と「海部津島衛生組合」が統合され、「海部津島環境事務組合」（1市7町4村）発足
13年 8月	ダンボール・新聞・雑誌・布類委託収集開始（愛知県古紙協同組合）
10月	新焼却場テスト運転開始（八穂クリーンセンター：現、弥富市内） 再利用資源集団回収助成金制度開始
埋立・粗大ごみ委託収集開始（平成14年3月まで）	
14年 4月	市指定ごみ袋で収集開始 可燃・プラスチック類ごみの一部委託収集開始 粗大ごみ戸別有料収集開始
15年 3月	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成15年度～平成24年度）の策定

表 3-1 本市におけるごみ処理の沿革（その2）

年 月	沿 革
16年 7月	「ふれあい収集」（独居老人宅等の戸別収集）の開始
11月	モデル地域でプラスチック製容器包装の分別収集開始（平成18年3月まで）
17年 4月	「海部津島環境事務組合」の構成市町村が2市5町2村へ（佐屋町、佐織町、立田村、八開村が合併し愛西市へ）
7月	空瓶、空缶の委託収集開始
18年 4月	プラスチック製容器包装の分別収集開始及びペットボトルの指定袋収集開始 市内全域の収集曜日及び収集コースを改正（A～G）し実施 「海部津島環境事務組合」が「海部地区環境事務組合」へ名称変更及び構成市町村が3市4町1村へ（弥富町と十四山村が合併し弥富市へ）
19年 4月	可燃・プラスチック類ごみのFコース、有害ごみの収集委託開始
6月	法の一部改正により分別収集計画策定（第5期 20年度～24年度）
12月	家庭ごみの自己搬入が有料化
21年 4月	可燃・不燃・ペットボトルごみのGコース収集委託開始
12月	モデル地区（20地区）による小型家電収集を試行（平成23年1月まで）
22年 3月	「海部地区環境事務組合」の構成市町村が4市2町1村へ（七宝町、美和町、甚目寺町が合併しあま市へ。組合の協同処理は、合併前の七宝町及び美和町の区域に限る）
23年 4月	電動生ごみ処理機設置補助金廃止
8月	生ごみ高速醗酵処理装置（リサイター）廃止
25年 3月	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成25年度～平成34年度）の策定
26年 3月	小型家電リサイクル収集を開始
4月	新開処分場廃止
27年 5月	粗大ごみ収集業務委託開始
8月	資源分別業務委託開始
28年 4月	鹿伏瓦最終処分場内にリサイクルステーションを設置 プラスチック製容器包装中間処理業務から発生する、残渣の収集運搬業務を委託
8月	中身入りスプレー缶・カセットボンベを有害ごみ収集開始 併せて、中身入りスプレー缶・カセットボンベの処理業務委託を開始
29年 4月	可燃性粗大ごみ残渣の運搬業務委託を開始
30年 3月	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成25年度～平成34年度）中間見直し 再利用資源集団回収助成金制度廃止
令和 2年 2月	津島市災害廃棄物処理計画策定
令和 3年 6月	「海部地区環境事務組合」から無償貸与されていた土地9筆2,048.91m ² を購入し、当市に所有権を移転
令和 4年 3月	「海部地区環境事務組合」が地元と八穂クリーンセンターの操業期間を30年から50年（西暦2052年3月31日まで）に延長する操業協定書と周辺環境整備事業を実施する覚書を締結
7月	空き瓶（その他びん青・黒カレット）を八穂クリーンセンターに搬入するため、空き瓶（その他びん）運搬業務を委託

2. ごみ処理の流れ

本市内におけるごみ処理の流れを図 3-1 に示します。

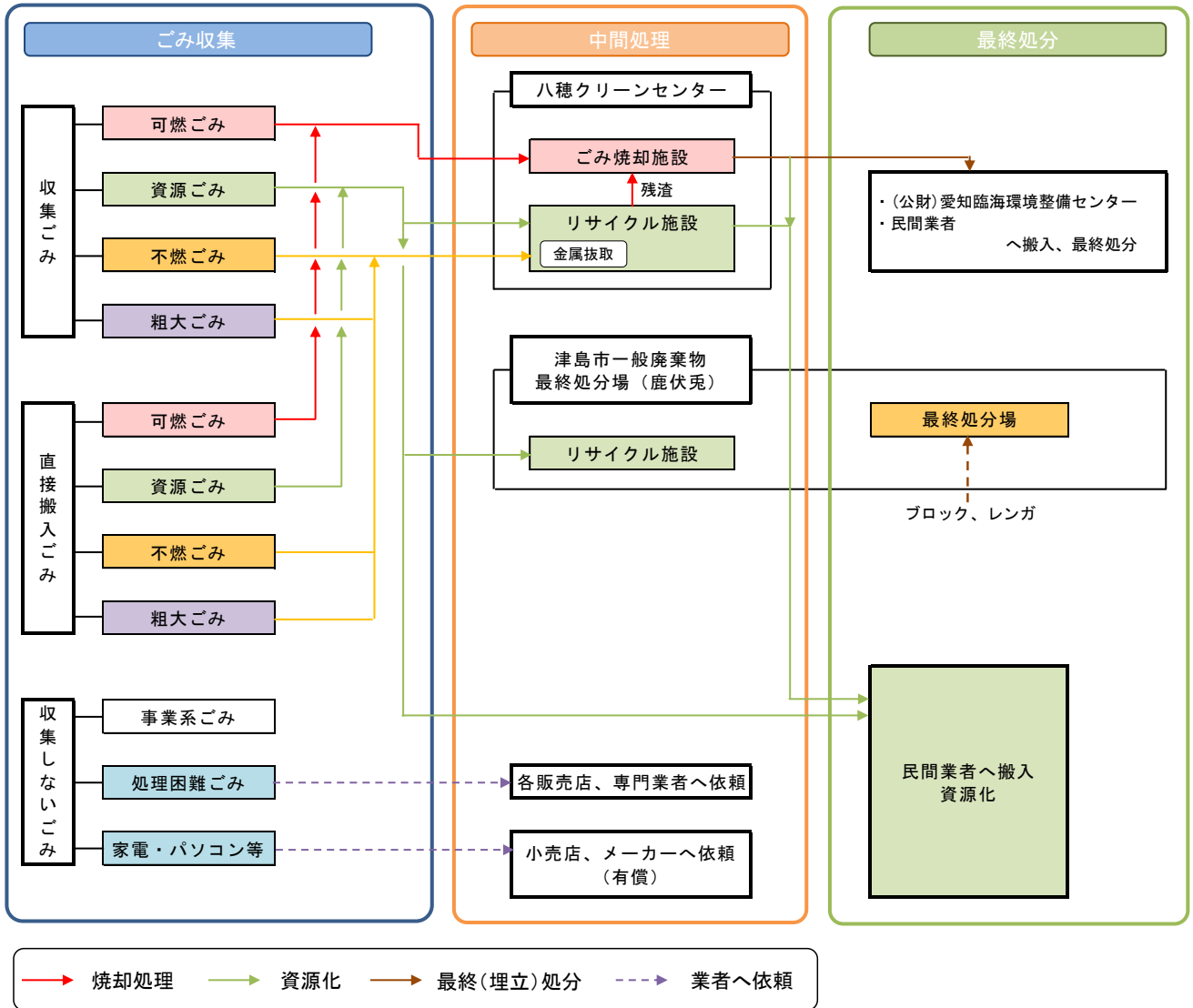


図 3-1 ごみ処理の流れ

3. ごみ量、ごみ質

1) 排出区分

ごみの排出区分を表 3-2 に示します。

本市の各家庭、事業所から排出されるすべてのごみ量を「ごみ発生量」と定義します。

このうち、各家庭や事業所などで自家処理（資源化）されるものや、民間事業者による資源回収（店頭回収・拠点回収）など、市で把握できないごみを除いたものを「ごみ総排出量」と定義します。

ごみ総排出量のうち、各家庭からのごみを「生活系ごみ」、事業所からのごみを「事業系ごみ」とし、子ども会などでの資源回収を「集団回収ごみ」とします。

なお、集団回収ごみについては、平成 30 年度より子ども会などから資源会社への直接取引へ変更となったことから、市における把握はできていません。

表 3-2 ごみの排出区分

ごみ発生量		
潜在ごみ（把握不能ごみ）	各家庭や事業所での自家処理	
	民間事業者による資源回収	
	集団回収される資源（平成30年度より）	
ごみ総排出量（市が把握できる量）		
生活系ごみ	各家庭より排出されるごみ	
	収集ごみ	市が収集するごみ
	直接搬入ごみ	市民が処理施設へ直接持ち込むごみ
事業系ごみ	事業所より排出され、収集されるごみ	
集団回収ごみ	子ども会などによる資源回収（平成30年度より潜在ごみ）	

2) 分別区分

ごみの分別区分を表 3-3 に示します。

表 3-3 分別区分

分別区分	内 容 例	備 考
可燃ごみ	容器包装以外のプラスチック製品、残飯、紙おむつ、ふとん、毛布など	
資源ごみ	プラスチック製容器包装	発泡スチロール、プラスチック製ボトル、袋、カップ、ネットなど
	空きびん	飲料用びん、雑びん、梅酒用びん、化粧品びんなど
	空き缶	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、缶詰の缶
	ペットボトル	飲料、しょうゆ、みりん、食酢、酒類用のペットボトル
	古紙・古着	新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、雑がみ、古着類など
	有害ごみ	乾電池、体温計、蛍光管、ライター類 スプレー缶、カセット式ガスボンベ（中身入）
不燃ごみ	ゴム製品、ポリ缶、ブレンダー、金属製品など	
粗大ごみ	机、椅子、タンス、自転車など	
直接搬入ごみ	大掃除・引越しなどの一時多量ごみ、コンクリート、ブロック、毛布、じゅうたん、大量の庭木の枝など	鹿伏兎処分場へ
小型家電製品	携帯電話、スマートフォン、電話機、携帯ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、ゲーム機、理美容機器など	回収ボックスへ
家電リサイクル法に基づく製品	エアコン、テレビ（ブラウン管式）、薄型テレビ（液晶・プラズマ式） 冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	販売店へ
家庭用パソコン	デスクトップ・ノートパソコン、ブラウン管・液晶ディスプレイ	メーカー等へ
収集できないごみ	自動車の部品、タイヤ、モーター類、農薬、農機具、ビニールハウスのビニール、プロパンガスボンベ、消火器、廃油、薬品、塗料など 事業系ごみ、家電リサイクル法に基づく製品、家庭用パソコン	

また、分別区分ごとの処理施設構成を表 3-4 に示します。

表 3-4 処理施設構成

ごみの種類	施設名称	処理方式	竣工年度	能力	
可燃ごみ	八穂クリーンセンター	ストーカ式焼却	H13	330 t / 24 h	
不燃ごみ	八穂クリーンセンター	破碎・鉄回収	H13	101 t / 日	
粗大ごみ					
資源ごみ	プラスチック製容器包装	鹿伏兎リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包	H18	4.9 t / 日
	ペットボトル				
	空きびん				
	空き缶	選別・保管	H26	3.0 t / 日	
	古紙・古着	民間資源化事業者へ			
	有害ごみ				

3) ごみ排出量

過去5年間のごみ排出量の推移を表3-5、図3-2及び図3-3に示します。ごみ総排出量は減少傾向にあります。なお、令和元年度以降の不燃ごみ及び粗大ごみについては新型コロナウイルスの蔓延に伴い、自宅の整理等に伴い排出されたごみが増えたものと推察されます。

表3-5 ごみ排出量の推移

単位：t/年

分別区分\年度	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量	18,078	16,995	16,979	16,853	16,743
可燃ごみ量	15,316	14,903	14,903	14,552	14,567
資源ごみ量	2,026	1,337	1,252	1,297	1,274
不燃ごみ量	438	483	506	583	489
粗大ごみ量	298	272	318	421	413

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県） 平成29年度～令和2年度
津島市資料

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

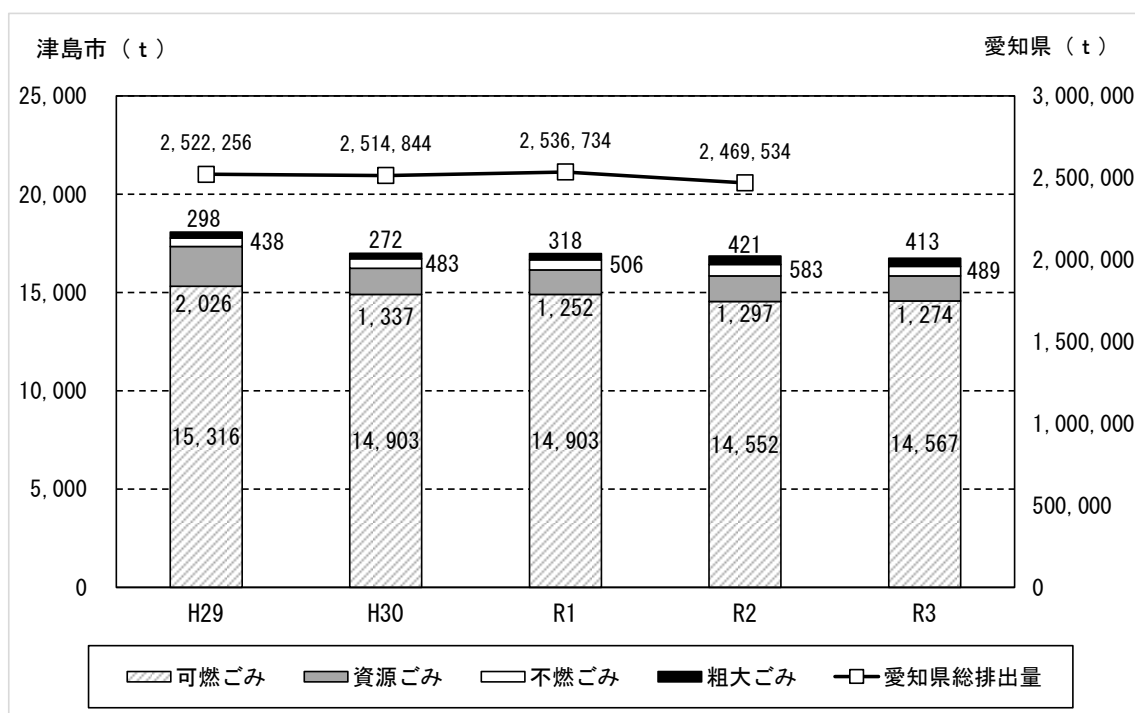


図3-2 ごみの種類別排出量の推移

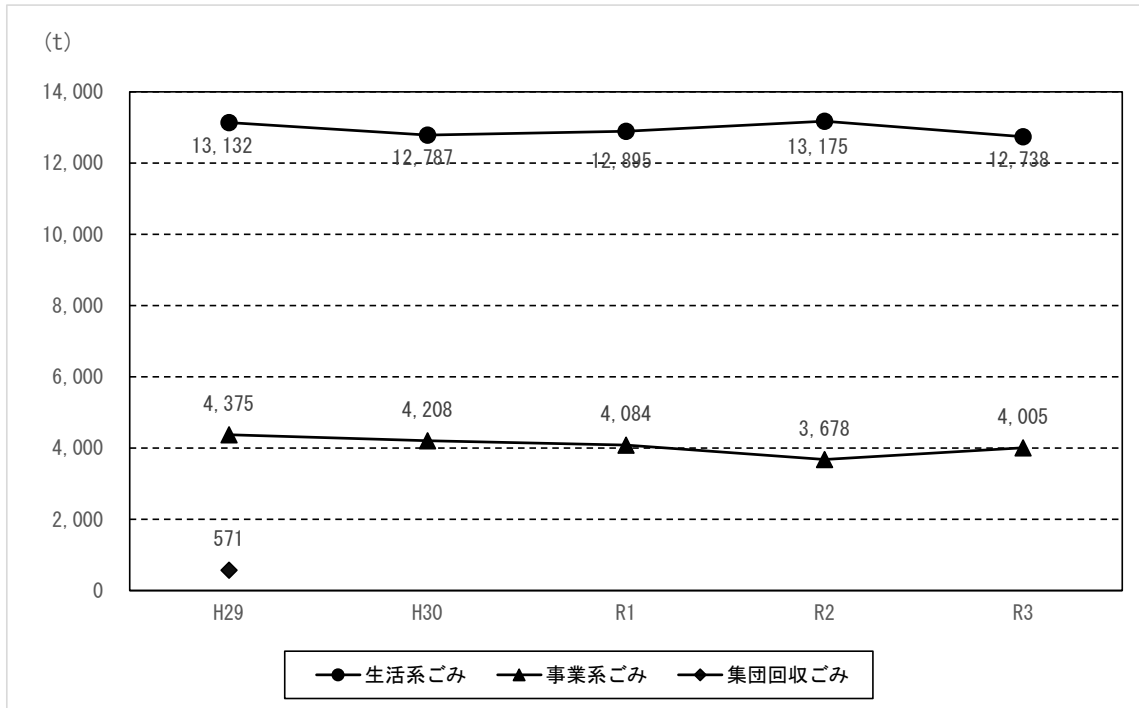


図 3-3 ごみ排出形態別排出量の推移

また、ごみ排出量の詳細を表 3-6 に示します。生活系収集ごみは平成 30 年度まで減少傾向にあり、令和元年度以降に増加に転じたものの、令和 3 年度より再び減少傾向にあります。また、生活系直接搬入ごみも年々増加傾向にありましたが、令和 3 年度に減少傾向となっています。

事業系ごみは平成 29 年度から減少傾向にありましたが、令和 3 年度に増加に転じています。

集団回収ごみは、平成 30 年度より子ども会などから資源会社への直接取引へと変わっています。

表 3-6 ごみ排出量の推移（詳細）

単位：t/年

分別区分\年度	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量	18,078	16,995	16,979	16,853	16,743
生活系ごみ	13,132	12,787	12,895	13,175	12,738
収集ごみ	13,009	12,643	12,744	12,984	12,555
可燃ごみ	10,937	10,693	10,817	10,871	10,561
資源ごみ	1,452	1,332	1,249	1,294	1,269
不燃ごみ	435	481	501	579	487
粗大ごみ	185	137	177	240	238
直接搬入ごみ	123	144	151	191	183
可燃ごみ	4	2	2	3	1
資源ごみ	3	5	3	3	5
不燃ごみ	3	2	5	4	2
粗大ごみ	113	135	141	181	175
集団回収ごみ	571	0	0	0	0
紙類	530	0	0	0	0
金属類	22	0	0	0	0
布類	19	0	0	0	0
事業系ごみ	4,375	4,208	4,084	3,678	4,005
収集ごみ	4,375	4,208	4,084	3,678	4,005
可燃ごみ	4,375	4,208	4,084	3,678	4,005

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県） 平成29年度～令和2年度、津島市資料

ごみ総排出量＝生活系ごみ＋集団回収ごみ＋事業系ごみ

※集団回収は、平成30年度より子ども会などから資源会社に直接引取りされており別集計となっている。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

4) 1人1日当たりごみ排出量

過去5年間の1人1日当たりごみ排出量の推移を表3-7、図3-4に示します。1人1日当たりのごみ総排出量は平成30年度に減少後、微増に転じています。生活系ごみは平成29年度より集団回収ごみが別集計となり、翌年度には大きく減少しましたが、平成30年度以降は再び増加傾向にあります。一方、事業系ごみは平成29年度以降減少傾向が続いていましたが、令和3年度に増加に転じています。これは新型コロナウイルスの影響により外食が減り、テイクアウトが増えたこと、自粛期間中の自宅整理に伴う粗大ごみ等の排出が増え、事業所については営業時間の短縮等でごみの排出が減りましたが、令和3年度になり少し緩和されてきたことと推察されます。

表3-7 1人1日当たりごみ排出量の推移

分別区分		単位	H29	H30	R1	R2	R3
人口		人	63,285	62,720	62,407	61,827	61,146
ごみ排出量	ごみ総排出量	t/年	18,078	16,995	16,979	16,853	16,743
	生活系ごみ	t/年	13,132	12,787	12,895	13,175	12,738
	集団回収ごみ	t/年	571	0	0	0	0
	事業系ごみ	t/年	4,375	4,208	4,084	3,678	4,005
1人1日当たり排出量	ごみ総排出量	g/人日	844	742	743	747	750
	(集団回収除く)	g/人日	758	742	743	747	750
	生活系ごみ	g/人日	569	559	565	584	571
	集団回収ごみ	g/人日	87	0	0	0	0
	事業系ごみ	g/人日	189	184	179	163	179

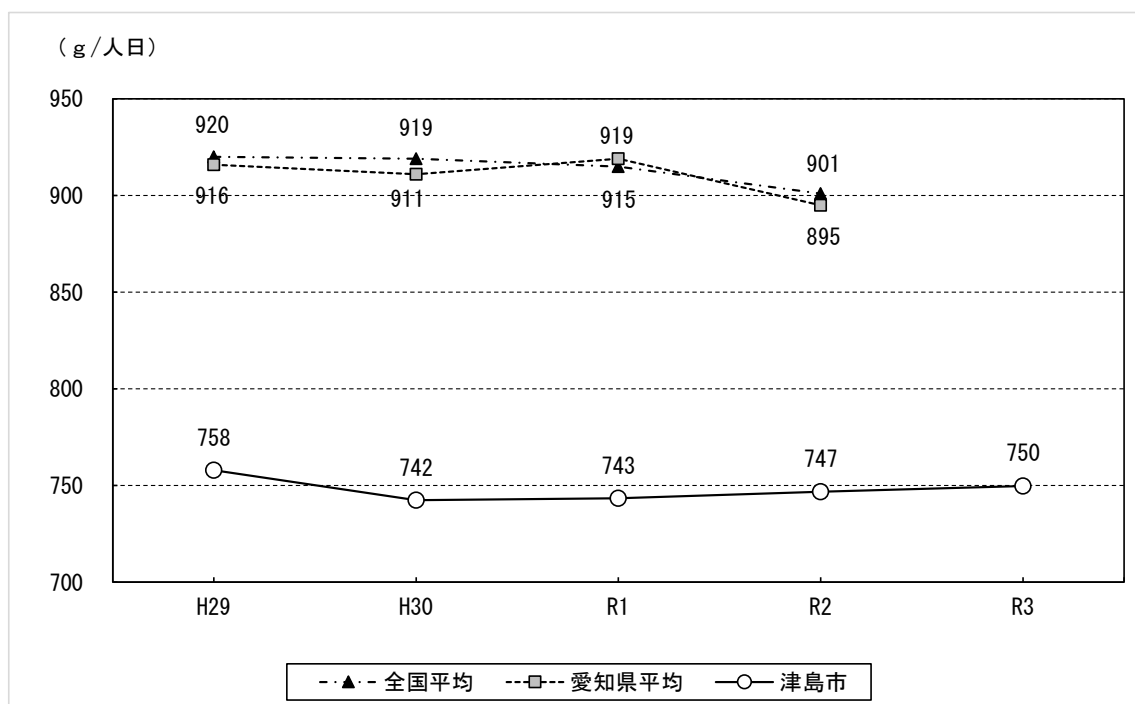


図3-4 1人1日当たりごみ排出量の推移

また、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査（令和元年度実績）を表 3-8、表 3-9 に示します。

表 3-8 県内市町村別 1 人 1 日当たり排出量（ごみ総排出量）

	市				町村	
	1,000 g/人以上	蒲郡市 1,127	半田市 1,078	飛鳥村 2,035	豊山町 1,096	南知多町 1,680
	常滑市 1,126	西尾市 1,056	美浜町 1,325			
	田原市 1,084					
700~999 g/人日	豊田市 995	大府市 849	大口町 961			
	碧南市 993	東海市 844	東郷町 852			
	豊川市 985	瀬戸市 843	設楽町 848			
	刈谷市 963	北名古屋市 836	豊根村 835			
	岡崎市 939	尾張旭市 835	阿久比町 827			
	豊橋市 927	春日井市 821	東浦町 804			
	新城市 919	犬山市 814	蟹江町 781			
	安城市 907	日進市 812	東栄町 777			
	小牧市 895	稲沢市 779				
	名古屋市 891	豊明市 765				
	みよし市 887	愛西市 761				
	弥富市 877	知多市 752				
	知立市 875	津島市 747				
	長久手市 860	あま市 730				
	高浜市 858	江南市 715				
	一宮市 852	清須市 714				
	700 g/人日未満	岩倉市 644		大治町 695	幸田町 665	
			扶桑町 698			

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県） 令和2年度

表 3-9 県内市町村別 1 人 1 日当たり排出量（生活系ごみ量）

	市				町村	
	1,000 g/人以上			飛鳥村 1,219	南知多町 1,061	
700~999 g/人日	半田市 842	豊川市 745	武豊町 928	東栄町 737		
	西尾市 755	蒲郡市 732	美浜町 919	阿久比町 722		
	田原市 738	新城市 703	設楽町 785	豊山町 713		
700 g/人日未満	瀬戸市 689	豊橋市 618	豊根村 688			
	常滑市 667	高浜市 618	東浦町 671			
	一宮市 666	知多市 615	蟹江町 624			
	大府市 654	豊明市 615	東郷町 611			
	北名古屋市 650	碧南市 613	大口町 610			
	豊田市 649	清須市 594	大治町 588			
	あま市 647	日進市 590	扶桑町 539			
	岡崎市 644	長久手市 589	幸田町 518			
	刈谷市 643	津島市 584				
	みよし市 639	尾張旭市 580				
	安城市 635	東海市 579				
	稲沢市 637	犬山市 574				
	春日井市 634	江南市 571				
	愛西市 629	小牧市 570				
	弥富市 625	岩倉市 567				
	知立市 620	名古屋市 564				

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県） 令和2年度

5) ごみの性状

本市は、海部地区環境事務組合の八穂クリーンセンターにて可燃ごみを処理しています。

八穂クリーンセンターにおけるごみ質分析結果を表 3-10 に示します。また、ごみ組成の推移を図 3-5 に、三成分の推移を図 3-6 に、見掛け比重の推移を図 3-7 に、低位発熱量の推移を図 3-8 に示します。

表 3-10 ごみ質分析結果

項目\年度		H29	H30	R1	R2	R3	平均	
ごみの種類・組成	厨芥類	%	18.0	22.5	7.2	11.3	8.2	13.5
	紙類	%	36.0	34.5	26.4	41.9	32.5	34.3
	繊維類	%	8.0	3.9	6.2	7.1	15.8	8.2
	ビニール類	%	12.9	18.4	31.7	16.3	23.4	20.5
	草木類	%	16.5	14.2	18.5	15.5	10.0	14.9
	皮革類	%	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.10
	不燃物	%	0.0	0.0	2.7	2.7	1.4	1.4
	その他	%	8.4	6.5	7.3	5.2	8.5	7.2
見掛け比重			0.101	0.105	0.137	0.182	0.149	0.135
三成分	水分	%	55.7	50.1	40.1	45.1	44.0	47.0
	可燃分	%	38.8	44.3	51.9	47.5	50.1	46.5
	灰分	%	5.5	5.7	8.0	7.4	5.9	6.5
低位発熱量		kcal/kg	2,240	2,290	1,240	786	2,264	1,764

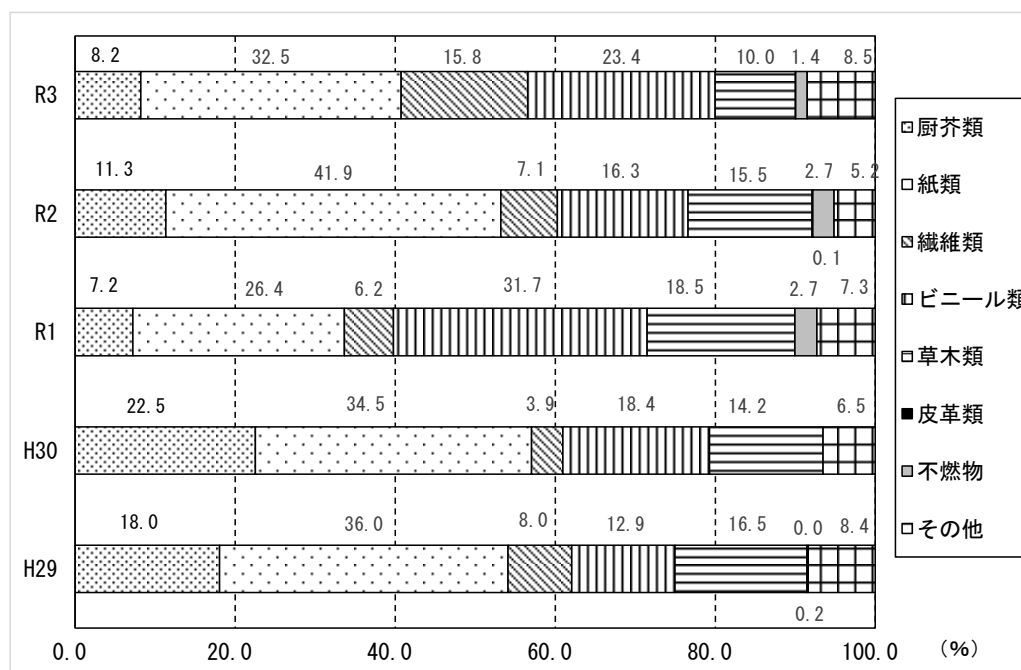


図 3-5 ごみ組成の推移

ごみ組成の構成比率を見ると、紙類、ビニール類の順に多く、厨芥類、草木類が多くなっています。

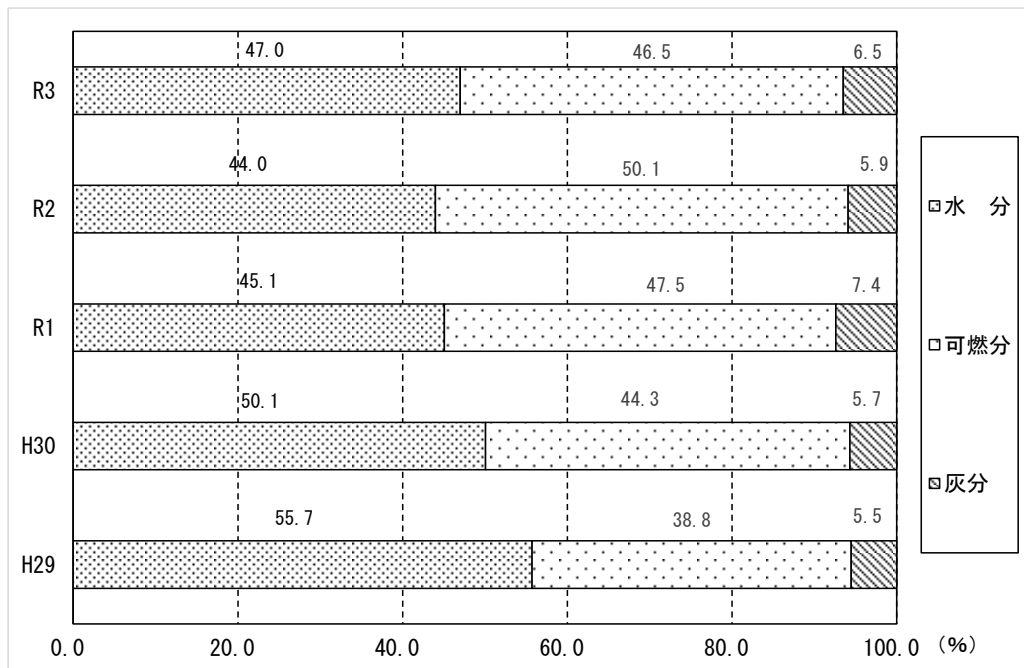


図 3-6 三成分の推移

三成分の構成比率は、水分と可燃分がほぼ一対一の割合で大部分を占めており、灰分は残る5～7%となっています。

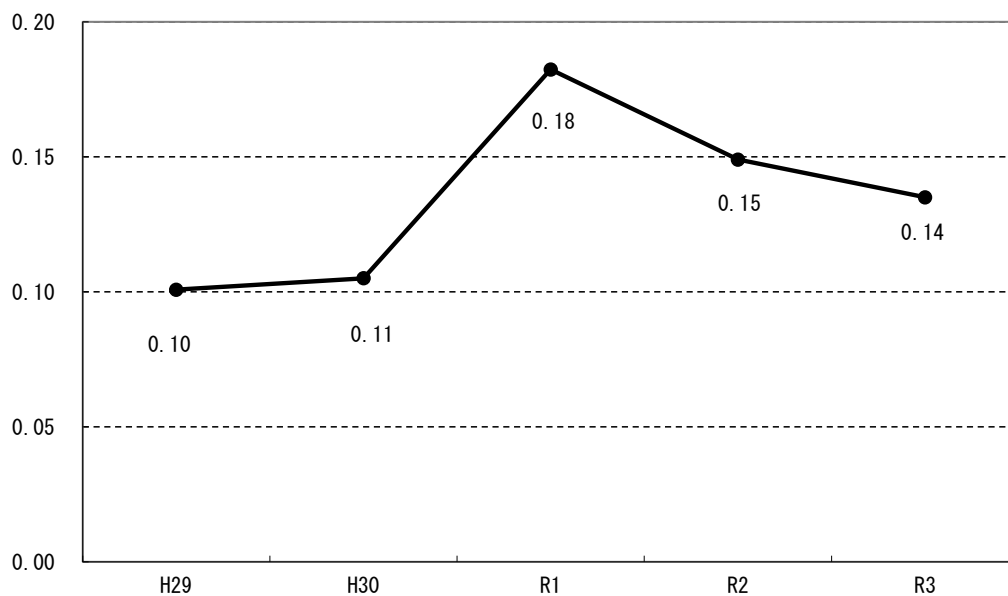


図 3-7 見掛け比重の推移

見掛け比重は年度によるばらつきが見られますが、0.1～0.2の間となっています。

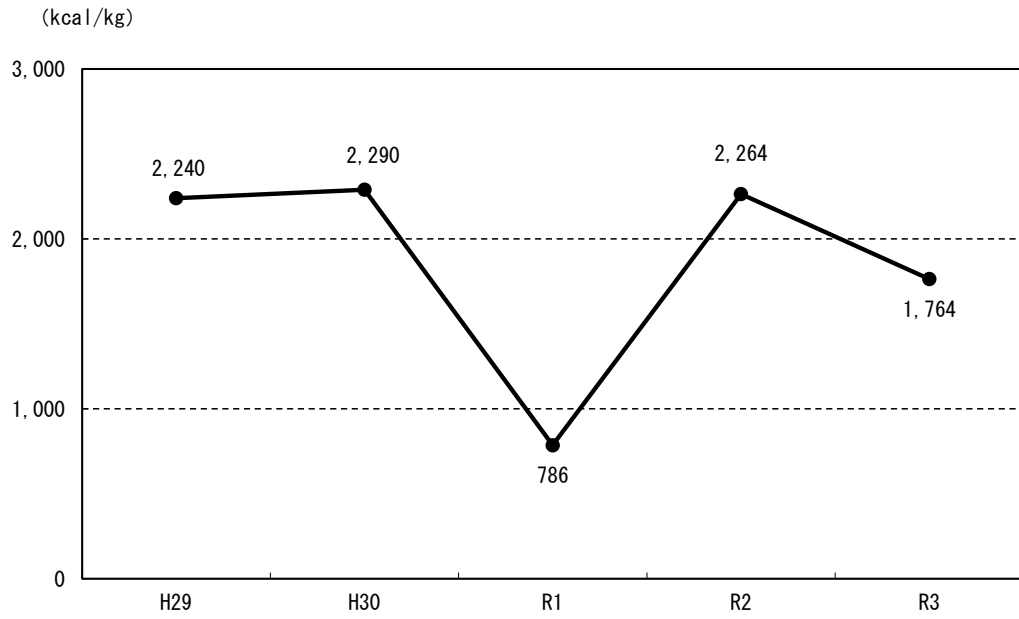


図 3-8 低位発熱量の推移

低位発熱量は、令和元年度に大きく落ち込んでいますが、その他の年度は 2,000kcal 前後となっています。

4. 排出抑制、資源化

1) 資源化量

過去5年間の資源化量の推移を表3-11、図3-9及び図3-10に示します。平成30年度には少子高齢化に伴う助成団体減少により集団回収の助成金制度が廃止となり、店頭回収や民間資源ステーションなど市民の排出機会も多様化しています。これらの施設での回収量は集計外であるため、総資源化量は平成30年度以降、大きく減少していますが、令和2年度には処理施設による資源化が増加したこともあり、増加傾向に転じています。

表3-11 資源化量の推移

単位：t/年

分別区分\年度	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量	18,078	16,995	16,979	16,853	16,743
総資源化量	3,262	2,524	2,384	2,538	2,579
直接資源化量	1,455	1,333	1,254	1,299	1,274
紙類	457	372	318	323	317
金属類	101	96	88	94	109
ガラス類	328	320	300	330	289
ペットボトル	53	52	51	56	57
容器包装プラスチック	474	451	460	454	458
布類	21	19	17	19	21
廃食用油	0	0	0	0	2
その他（有害ごみ）	21	23	20	23	21
集団回収量	571	0	0	0	0
紙類	530	0	0	0	0
金属類	22	0	0	0	0
布類	19	0	0	0	0
処理施設に伴う資源化量	1,236	1,191	1,130	1,239	1,305
金属類	94	112	126	170	124
セメント原料（焼却灰・飛灰）	1,132	1,069	992	1,056	1,169
その他（有害ごみ）	10	10	12	13	12
資源化率	18.0%	14.9%	14.0%	15.1%	15.4%

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県） 平成29年度～令和2年度、津島市資料

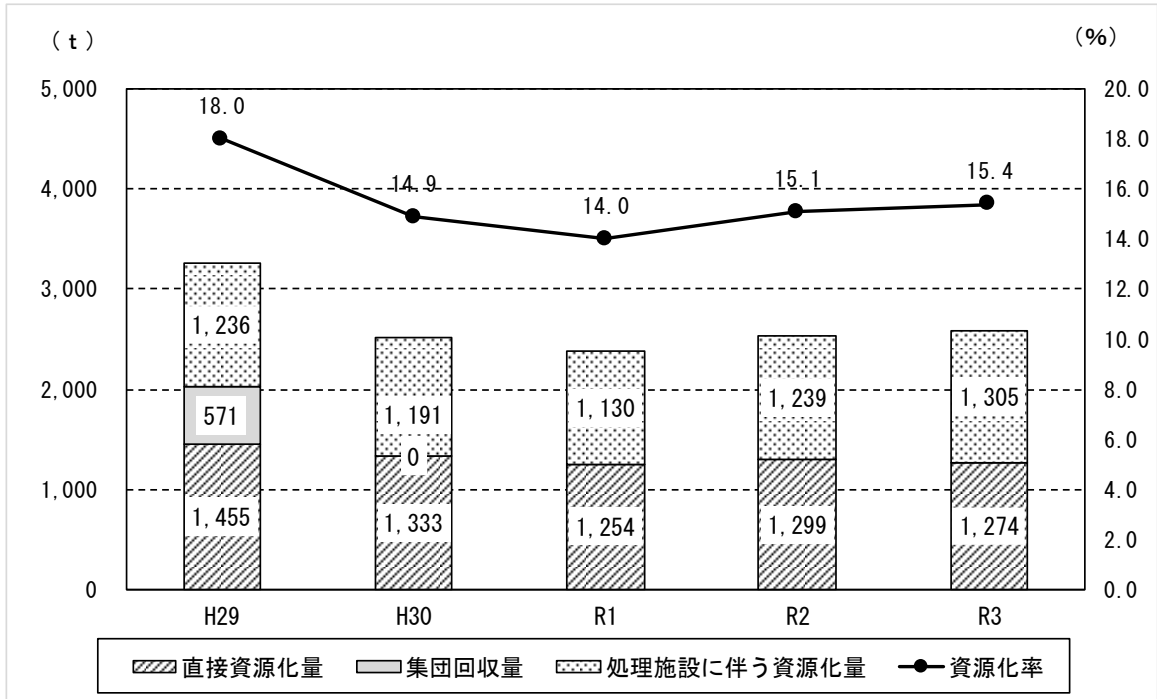


図 3-9 資源化量の推移

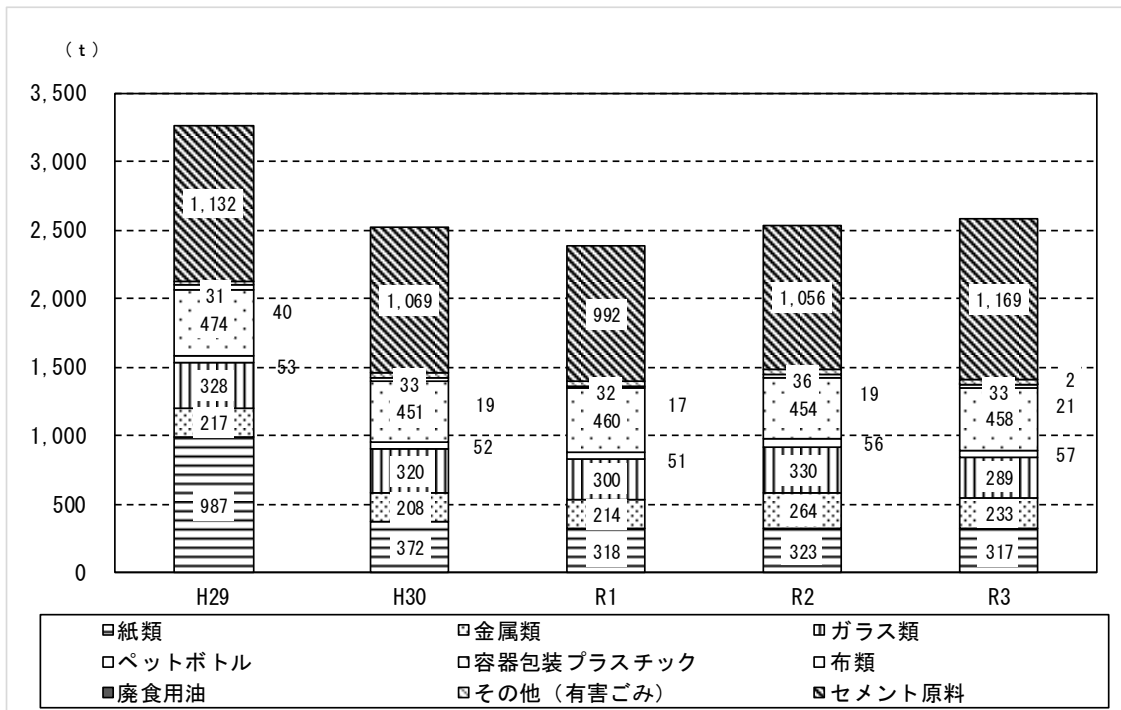


図 3-10 種類別資源化量の推移

5. 収集運搬

1) 収集対象区域

収集対象区域は津島市内全域としています。

2) 収集運搬体制

収集運搬体制を表 3-12 に示します。

表 3-12 収集運搬体制

分別区分		排出形態		収集回数	収集方法
可燃ごみ		専用袋	ごみステーション	週 2 回	市の委託業者による収集
不燃ごみ		専用袋	ごみステーション	月 1 回	
粗大ごみ		ごみ証紙貼り付け	自宅前・門先	週 1 回	
資源ごみ	プラスチック製容器包装	専用袋	ごみステーション	週 1 回	
	空 き び ん	専用コンテナ	ごみステーション	月 1 回	
	空 き 缶	専用コンテナ	ごみステーション	月 1 回	
	ペットボトル	専用袋	ごみステーション	月 2 回	
	古紙・古布	十文字に梱包	ごみステーション	月 1 回	
有害ごみ		専用コンテナ	ごみステーション	年 2 回	

6. 中間処理

1) 施設概要

本市におけるごみの中間処理施設の概要を表 3-13 に示します。

表 3-13 中間処理施設概要

施設名称		海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター
管理者		海部地区環境事務組合
所在地		愛知県弥富市鍋田町八穂399番地3
焼却施設	竣工年月	平成13年10月
	廃棄物区分	可燃ごみ
	処理能力	330 t /日 (110t/24h×3基)
	処理方式	全連続燃焼式 (ストーカ式焼却炉)
	灰処理	セメント固化+薬剤処理
	余熱利用	発電 (最大5,000kW)、場内温水および場外温水利用
粗大ごみ処理施設	竣工年月	平成13年10月
	廃棄物区分	不燃ごみ・粗大ごみ
	処理能力	101 t /日
	処理方式	併用
リサイクルプラザ	竣工年月	平成13年10月
	廃棄物区分	缶類・空き瓶・蛍光管・電池
	処理能力	29 t /日
	処理方式	選別・圧縮・梱包
施設名称		津島市鹿伏兎リサイクルセンター (鹿伏兎処分場敷地内)
所在地		愛知県津島市鹿伏兎町袴腰地内
リサイクルセンター	竣工年月	平成17年4月
	廃棄物区分	容器包装 (プラスチック製容器包装・ペットボトル)
	処理能力	4.9 t /日
	処理方式	選別・圧縮・梱包・保管
	竣工年月	平成8年4月
	廃棄物区分	空きびん
	処理能力	3.4 t /日
	処理方式	選別・保管
	竣工年月	平成26年4月
	廃棄物区分	空き缶・ウス
	処理能力	3.0 t /日
	処理方式	選別・保管

2) 焼却処理状況

焼却処理の状況を表3-14及び図3-11に示します。焼却処理量は概ね減少傾向にあります。

また、焼却残渣量は令和3年度に大きく減少し、焼却残渣率は令和2年度から1.5ポイント以上小さくなっています。

表 3-14 焼却処理状況

単位：t/年

分別区分\年度	H29	H30	R1	R2	R3
焼却処理量	15,946	15,537	15,584	15,371	15,332
直接焼却量	15,316	14,903	14,903	14,553	14,568
焼却以外の中間処理から	630	634	681	818	764
粗大ごみ処理施設	630	634	681	818	764
焼却残渣量	1,198	1,104	1,217	1,132	896
焼却残渣率	7.5%	7.1%	7.8%	7.4%	5.8%

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県） 平成29年度～令和2年度、津島市資料

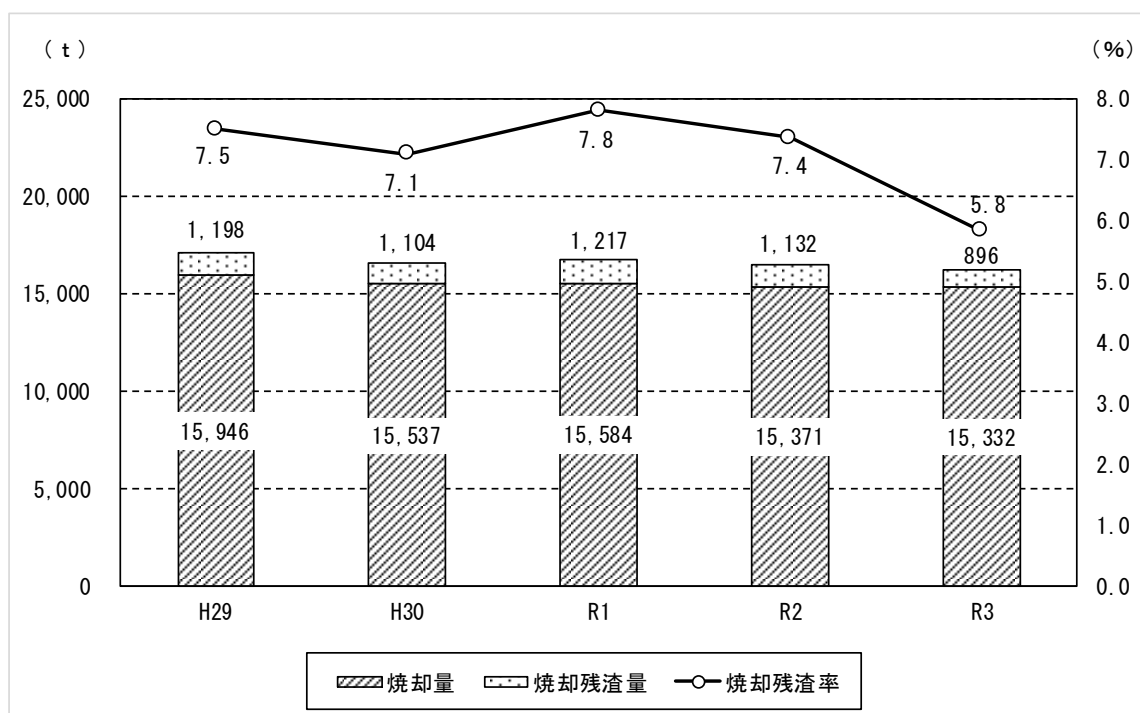


図 3-11 焼却処理状況

3) 施設による資源化処理状況

中間処理施設による資源化処理状況を表 3-15、図 3-12 及び図 3-13 に示します。直接資源化量は集団回収がなくなった平成 30 年度以降減少傾向を続けています。施設処理に伴う資源化量も令和元年度まで減少傾向でしたが、令和 2 年度から増加に転じています。

表 3-15 中間処理施設による資源化処理状況

単位：t/年

分別区分\年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
資源化量 (①+②)	2,966	2,691	2,524	2,384	2,538	2,579
紙類	566	457	372	318	323	317
金属類	201	195	208	214	264	233
ガラス類	347	328	320	300	330	289
ペットボトル	55	53	52	51	56	57
容器包装プラスチック	480	474	451	460	454	458
布類	24	21	19	17	19	21
廃食用油	0	0	0	0	0	2
セメント原料 (灰・飛灰)	1,261	1,132	1,069	992	1,056	1,169
その他 (有害ごみ)	32	31	33	32	36	33
①直接資源化量	1,600	1,455	1,333	1,254	1,299	1,274
紙類	566	457	372	318	323	317
金属類	108	101	96	88	94	109
ガラス類	347	328	320	300	330	289
ペットボトル	55	53	52	51	56	57
容器包装プラスチック	480	474	451	460	454	458
布類	24	21	19	17	19	21
廃食用油	0	0	0	0	0	2
その他 (有害ごみ)	20	21	23	20	23	21
②施設処理に伴う資源化量	1,366	1,236	1,191	1,130	1,239	1,305
金属類	93	94	112	126	170	124
セメント原料 (灰・飛灰)	1,261	1,132	1,069	992	1,056	1,169
その他 (有害ごみ)	12	10	10	12	13	12

出典：一般廃棄物処理事業実態調査 (愛知県) 平成28年度～令和2年度、津島市資料

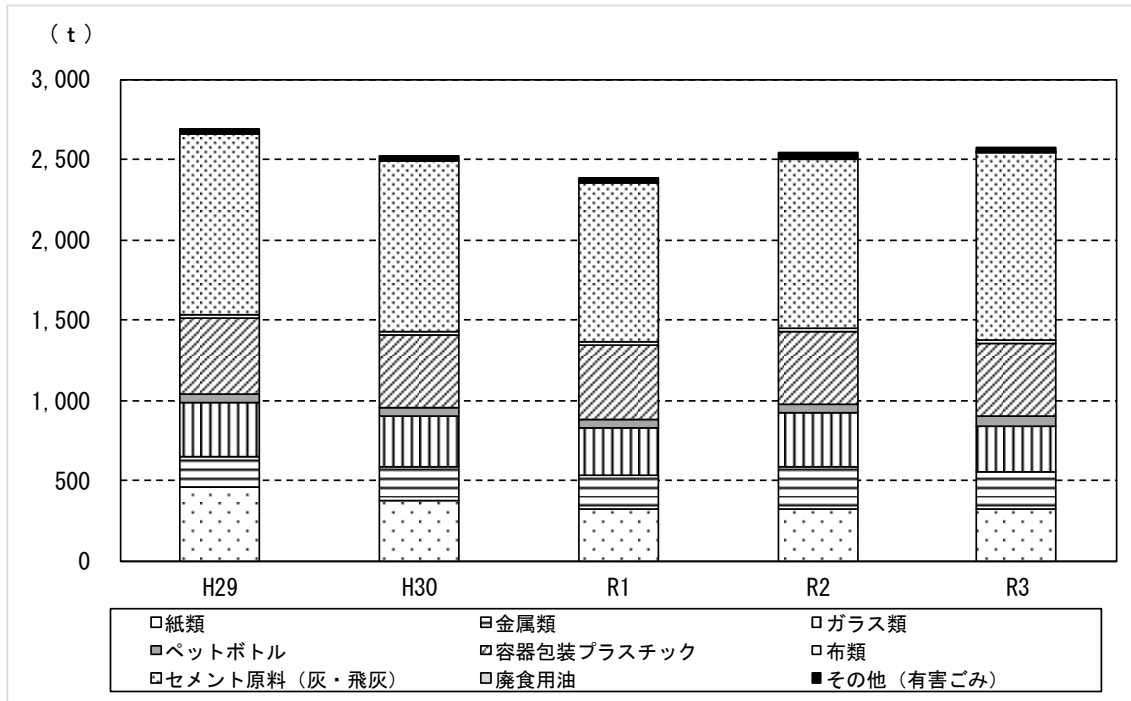


図 3-12 中間処理施設による資源化処理状況

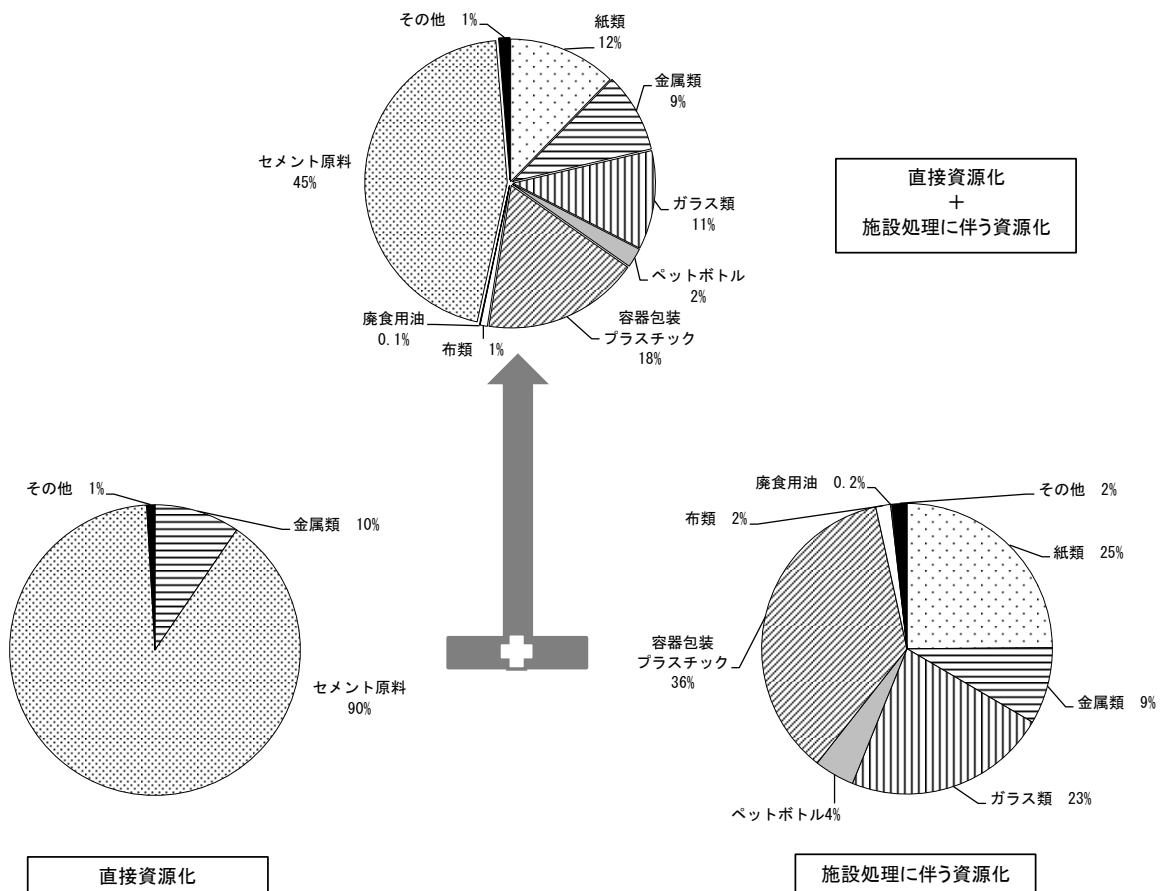


図 3-13 中間処理施設による資源化量の割合

7. 最終処分

1) 施設概要

本市におけるごみの最終処分施設の概要を表 3-16 に示します。

表 3-16 最終処分施設の概要

施設名称		津島市一般廃棄物最終処分場（鹿伏兎）
所在地		愛知県津島市鹿伏兎町袴腰地内
最終処分場	竣工年月	平成9年4月
	埋立面積	25,197㎡
	埋立容量	138,149㎡
	埋立対象	不燃ごみ、粗大ごみ
	遮水工	原地盤利用、鉛直遮水
	浸出水処理	凝集沈殿＋下水道放流

2) 最終処分状況

最終処分の状況を表 3-17 及び図 3-14 に示します。

最終処分量は減少傾向を続けており、特に令和3年度には焼却残渣量が大幅に減っています。これにより、最終処分率も令和3年度には5.4%となっています。

表 3-17 最終処分の状況

単位：t/年

分別区分\年度	H29	H30	R1	R2	R3
総排出量	18,078	16,995	16,979	16,853	16,743
最終処分量	1,200	1,106	1,219	1,134	897
	直接埋立	2	2	2	1
	焼却残渣	1,198	1,104	1,217	896
最終処分率	6.6%	6.5%	7.2%	6.7%	5.4%

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県） 平成29年度～令和2年度
津島市資料

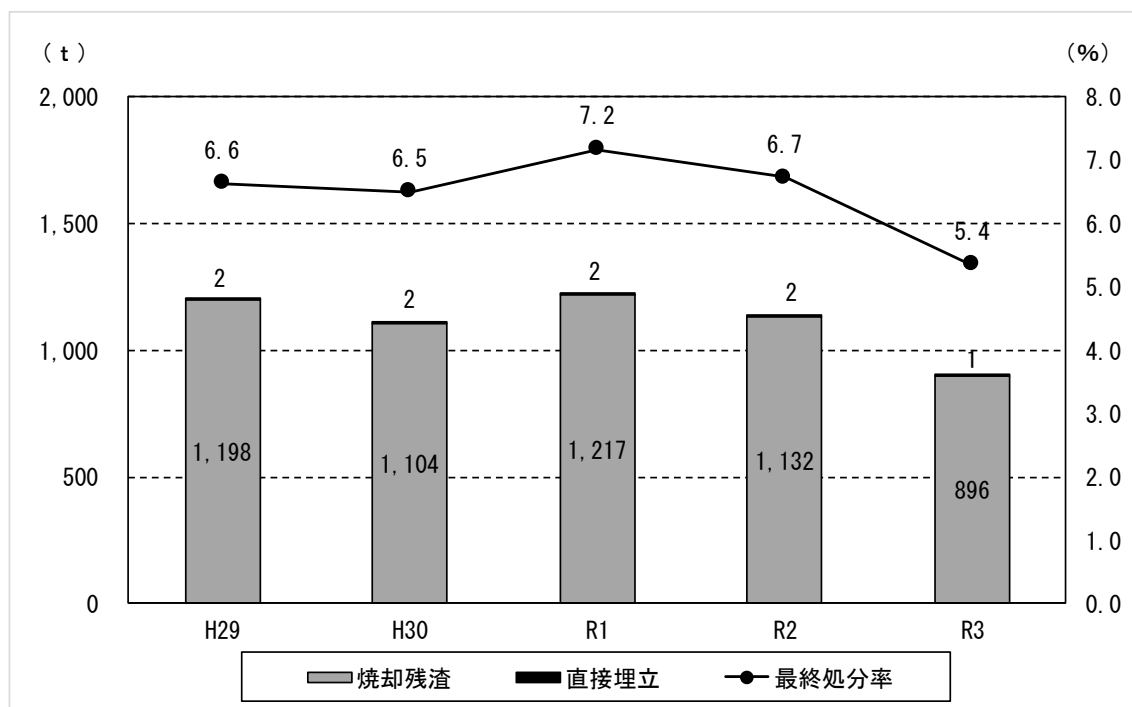


図 3-14 最終処分の状況

8. ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移を表 3-18、図 3-15 及び図 3-16 に示します。

ごみ処理経費は、総額及び1人あたり処理費共に減少傾向にあります。

経費の割合は、委託費及び組合分担金がそのほとんどを占めています。

表 3-18 ごみ処理経費の推移

分別区分\年度		単位	H28	H29	H30	R1	R2	R3
歳出	建設改良費	千円	271	25	192	164	178	128
	建設改良組合分担金		0	0	71,049	47,363	61,284	22,192
	処理及び維持管理費		675,757	660,311	568,035	569,601	538,048	581,987
	人件費		75,902	70,617	50,296	46,588	47,220	44,418
	処理費		19,520	19,210	19,395	20,298	19,338	45,598
	車両等購入費		0	0	0	0	0	0
	委託費		261,748	218,270	220,074	221,811	224,187	228,515
	組合分担金		318,587	352,214	278,270	280,904	247,303	263,456
	調査研究費		0	0	0	0	0	0
	その他		33,947	27,196	33,277	46,917	34,023	31,140
合計	709,975	687,532	672,553	664,045	633,533	635,447		
計画収集人口	人	63,815	63,285	62,720	62,407	61,827	61,146	
1人あたり処理費	円/人	11,126	10,864	10,723	10,641	10,247	10,392	

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県） 平成28年度～令和2年度

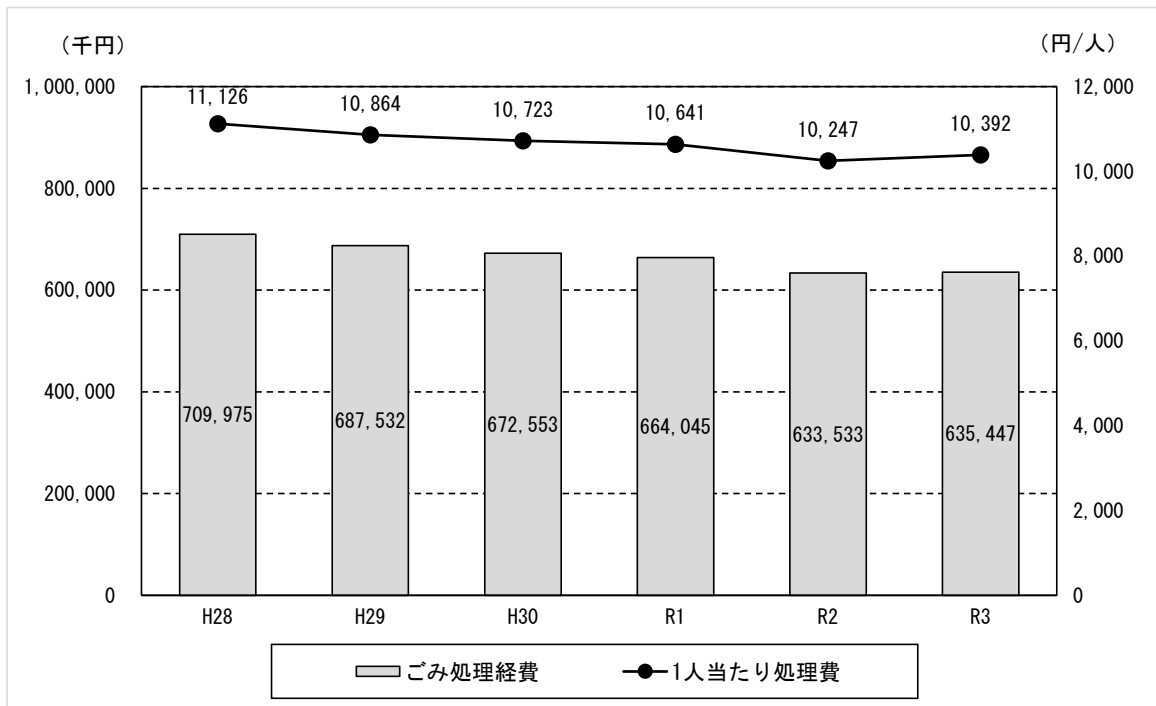


図 3-15 ごみ処理経費の推移

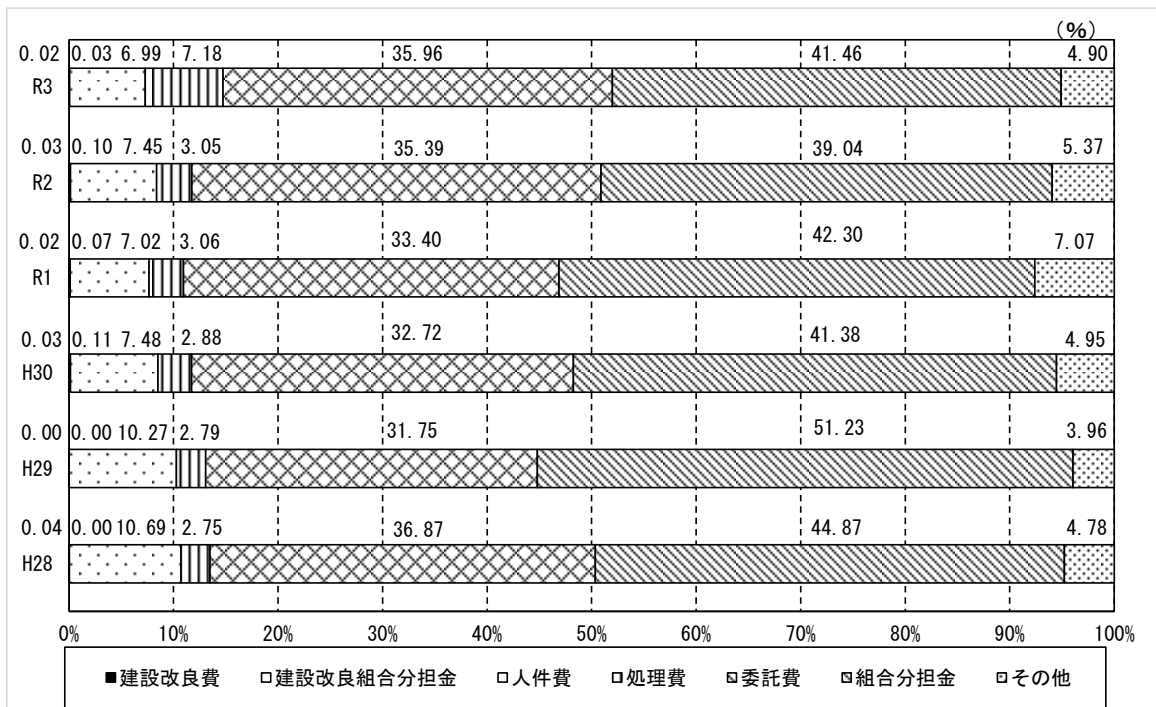
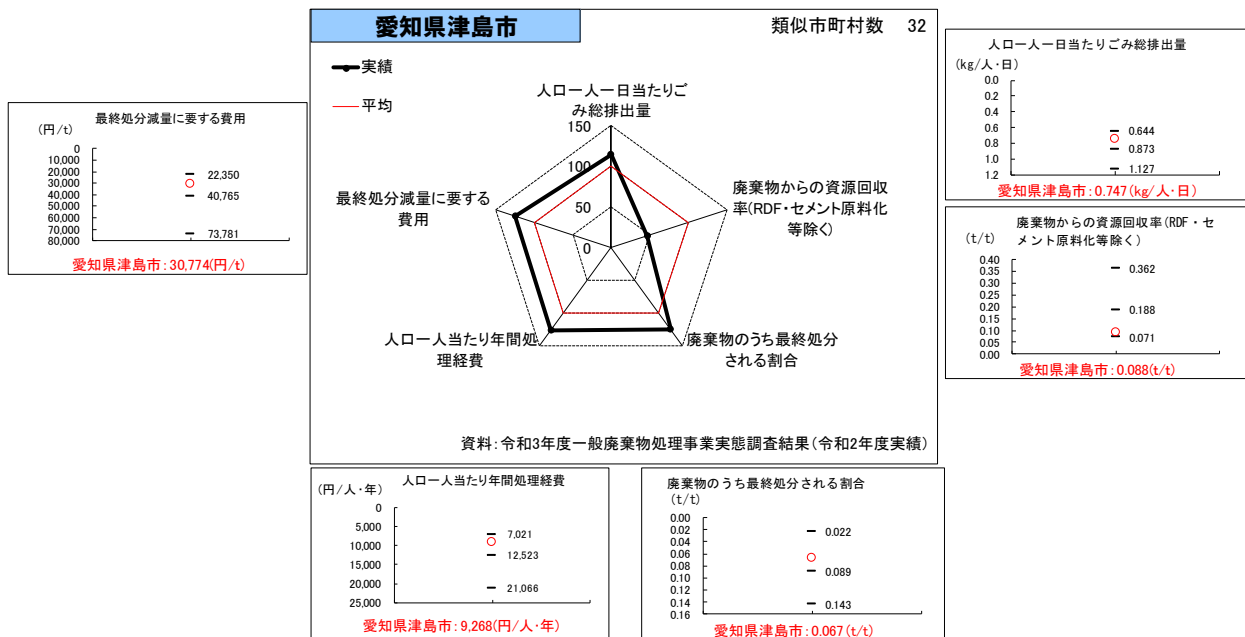


図 3-16 費目別ごみ処理経費の割合

9. ごみ処理の評価

環境省において「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下「処理システム指針」という。）」が平成19年6月に策定され、各自治体において有効に活用されています。なお、この評価は「市町村一般廃棄物処理システム評価ツール」の最新版（令和3年度調査結果）を使用しています。

本市における令和2年度実績に基づいた一般廃棄物処理の評価について、図3-17に示します。類似市町村平均と比較すると、「廃棄物からの資源回収率」が低い値となっています。



備考: エネルギー回収量及び温室効果ガスについては、データの把握状況が市町村によって異なるため、参考値として取扱って下さい。また、民間施設への委託分も指標には反映されていないことにご注意ください。

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.873	0.188	0.089	12,523	40,765
最大	1.127	0.362	0.143	21,066	73,781
最小	0.644	0.071	0.022	7,021	22,350
標準偏差	0.123	0.072	0.033	3,285	12,003
津島市	0.747	0.088	0.067	9,268	30,774
指数値	114.4	46.8	124.7	126.0	124.5

図3-17 システム評価結果

第2節 現況推移

1. 現況推移ケースにおけるごみ処理量の見込み

本項では、新しい施策などを行わずに、実績値に基づいて現状のまま推移した場合について、人口及びごみ排出量等を推計します。

1) 将来人口

将来人口の推計結果を表3-19及び図3-18に示します。

「第5次津島市総合計画」では、令和12年度における人口を56,600人～59,500人と展望していることから、その値と整合がとれる推計計算式にて推移させました。

表3-19 将来人口の推計結果

区分\年度	実績	推計値		
	R3	R4	R9	R14
計画収集人口	61,146	60,639	58,167	55,795

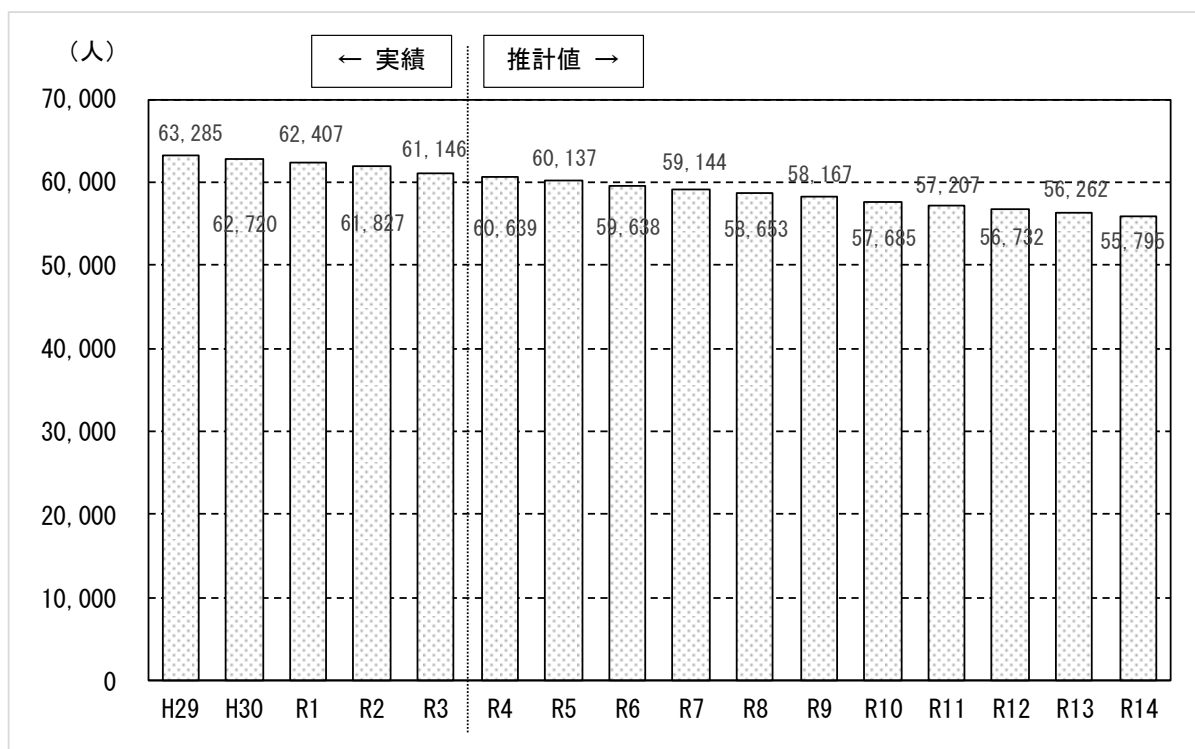


図3-18 将来人口の推計結果

2) 将来のごみ量

将来人口と1人1日当たりごみ排出量から将来のごみ量を算出しました。

表 3-20～表 3-22 及び図 3-19 にごみ排出量の将来推計結果を示します。

表 3-20 ごみ排出量の推計結果

区分\年度		実績	推計値		
		R3	R4	R9	R14
計画収集人口	(人)	61,146	60,639	58,167	55,795
生活系ごみ排出量					
委託収集ごみ	(g/人日)	563	563	566	567
直接搬入ごみ		8	7	8	9
計		571	570	574	576
委託収集ごみ	(t/年)	12,555	12,461	12,050	11,547
直接搬入ごみ		183	155	170	183
計		12,738	12,616	12,220	11,730
集団回収ごみ量					
集団回収ごみ	(g/人日)	0	0	0	0
計		0	0	0	0
集団回収ごみ	(t/年)	0	0	0	0
計		0	0	0	0
事業系ごみ排出量					
許可収集ごみ	(t/日)	11	11	10	10
計		11	11	10	10
許可収集ごみ	(t/年)	4,005	4,015	3,660	3,650
計		4,005	4,015	3,660	3,650
ごみ総排出量					
	(t/年)	16,743	16,631	15,880	15,380
	(g/人・日)	750	751	746	755
	対R3比率		100.16%	99.43%	100.67%

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

表 3-21 ごみの種類別排出量の推計結果

単位：t/年

分別区分\年度	実績	推計値		
	R3	R4	R9	R14
ごみ総排出量	16,743	16,631	15,880	15,380
生活系ごみ	12,738	12,616	12,220	11,730
収集ごみ	12,555	12,461	12,050	11,547
可燃ごみ	10,561	10,480	10,134	9,711
資源ごみ	1,269	1,259	1,217	1,166
不燃ごみ	487	486	470	450
粗大ごみ	238	237	229	219
直接搬入ごみ	183	155	170	183
可燃ごみ	1	1	1	1
資源ごみ	5	4	5	5
不燃ごみ	2	2	2	2
粗大ごみ	175	148	163	175
事業系ごみ	4,005	4,015	3,660	3,650
収集ごみ	4,005	4,015	3,660	3,650
可燃ごみ	4,005	4,015	3,660	3,650

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

表 3-22 ごみの処理量の推計結果

単位：t/年

分別区分\年度	実績	推計値		
	R3	R4	R9	R14
ごみ総排出量	16,743	16,631	15,880	15,380
総資源化量	2,579	2,534	2,438	2,351
直接資源化量	1,274	1,264	1,223	1,172
資源ごみ	1,274	1,264	1,223	1,172
紙類	317	315	304	292
金属類	109	109	105	101
ガラス類	289	287	278	266
ペットボトル	57	57	55	53
容器包装プラスチック	458	454	439	421
布類	21	20	20	19
廃食用油	2	3	2	2
その他（有害ごみ）	21	20	20	19
処理施設に伴う資源化量	1,305	1,270	1,215	1,179
可燃ごみ	14,568	14,496	13,796	13,363
不燃・粗大ごみ処理残渣	764	738	730	716
焼却処理量	15,332	15,234	14,526	14,079
セメント原料（焼却灰・飛灰）	1,169	1,158	1,104	1,070
不燃ごみ	489	487	471	451
粗大ごみ	413	384	391	394
粗大処理量	902	871	862	845
金属類	124	101	100	98
その他（有害ごみ）	12	11	11	11
資源化率	15.4%	15.2%	15.4%	15.3%
焼却処理量	15,332	15,234	14,526	14,079
可燃ごみ量	14,568	14,496	13,796	13,363
不燃粗大ごみ処理残渣量	764	738	730	716
最終処分量	897	891	850	824
焼却処理量	15,332	15,234	14,526	14,079
焼却残渣量	896	890	849	823
直接埋立量	1	1	1	1
最終処分率	5.4%	5.4%	5.4%	5.4%

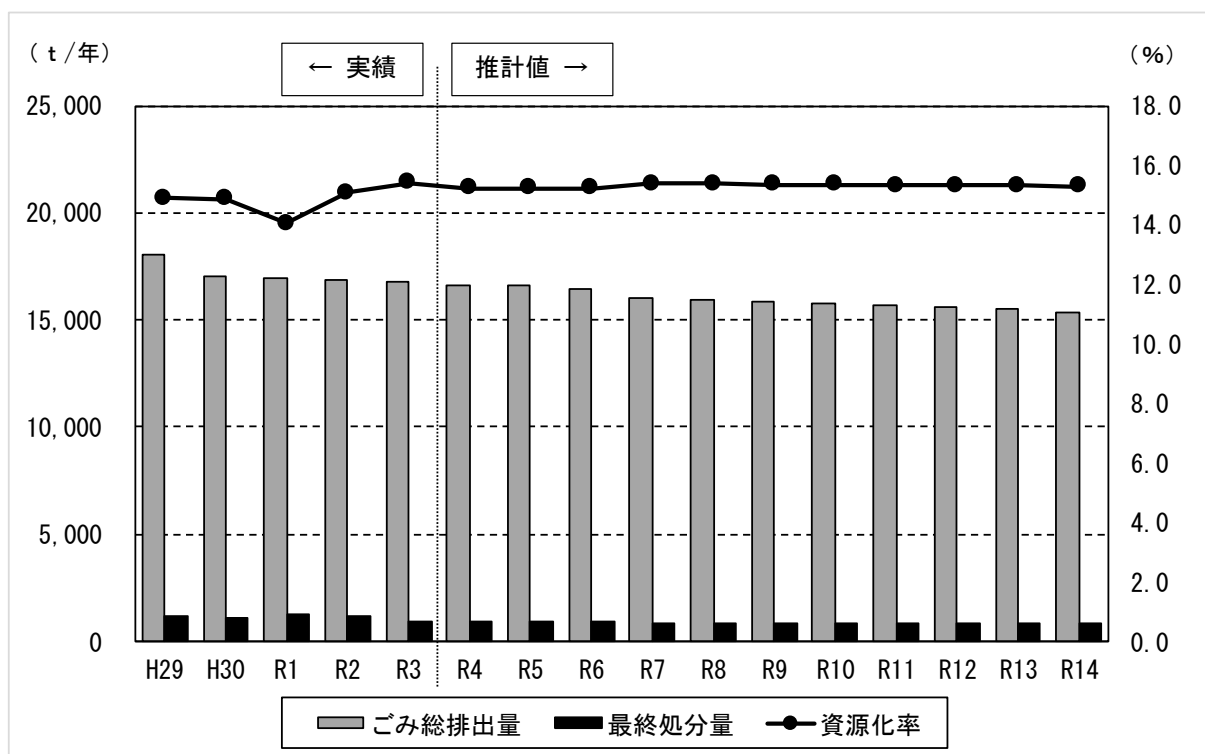


図 3-19 ごみ量の推計結果

ごみ総排出量の実績が令和 3 年度の 16,743 t/年に対して、現状のまま推移した場合には令和 9 年度に 15,880 t/年、令和 14 年度に 15,380 t/年であり、人口減少の影響も含めて漸減傾向となっています。

一方、1 人 1 日当たりの排出量は令和 3 年度の 750 g/人日に対して、令和 9 年度に 746 g/人日、令和 14 年度には 755 g/人日と増加傾向となっています。

資源化については、平成 30 年度以降は集団回収が別途集計となったことにより、資源化量は大きく減少しました。総排出量に対する資源化率は令和 3 年度には 15.4%に対して、令和 9 年度は 15.4%、令和 14 年度は 15.3%となっています。これには前述したとおり、店頭回収や民間ステーションへの排出量は含まれておりません。

第4章 課題の抽出

第1節 現況の整理

1. 地域の特性

1) 人口

平成24年から令和3年までの人口は、減少傾向を続けており、令和3年には平成24年と比較して4,761人減少しており、減少率は約7.2%となっています。

一方、世帯数は1,248世帯増加しており、増加率は約4.9%となっており、世帯当たり人口は2.58人/世帯から2.28人/世帯となっています。

年齢別人口は、令和4年1月1日時点で、年少人口が10.4%、生産年齢人口が59.9%、老年人口が29.7%となっています。老年人口は年々増加しており、超高齢社会となっています。

2) 産業

平成28年経済センサス活動調査と平成26年経済センサス活動調査の結果を比較すると、事業所数と従業者数ともに減少傾向となっています。第1次産業及び第3次産業は総数と同様に減少していますが、第2次産業は増加しています。

3) ごみ処理

近年のごみ総排出量は減少傾向を続けていますが、不燃ごみ及び粗大ごみについては、新型コロナウイルスの蔓延に伴う自宅の整理整頓を行うことで排出量が増えていると推察されます。

排出区分別ごみ排出量では、生活系ごみは年々減少傾向となっていますが、事業系ごみは若干の増減を繰り返しながら全体的には減少傾向となっています。

2. 分別区分の評価

環境省では、平成19年度より「処理システム指針」が策定されています。ここには「標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分の考え方」において、標準的な分別収集区分を三つの類型に定めています。

一般廃棄物処理基本計画においては、類型Ⅰから類型Ⅲにむけて分別レベルを上げていくことを目指します。

本市においては、類型Ⅰにプラスチック製容器包装の分別を行っていますので、今後は類型Ⅱへの拡大を目指すこととなります。

また、「プラスチック資源循環促進法」の施行に伴う施策の展開についての検討も必要となります。

表 4-1 一般廃棄物の標準的な分別区分

分別収集区分		類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	津島市
①資源回収する 容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	○	○	○
	①-2 ガラスびん	○	○	○	○
	①-3 ペットボトル	○	○	○	○
	①-4 プラスチック製容器包装		○	○	○
	①-5 紙製容器包装		○	○	
②古紙類・布類等（集団回収含む）		○	○	○	○
③生ごみ、廃食用油等				○	
④燃やすごみ（廃プラスチック類含む）		○	○	○	○
⑤燃やさないごみ		○	○	○	○
⑥その他専用の処理のために分別するごみ		○	○	○	○
⑦粗大ごみ		○	○	○	○

3. 上位計画

国は「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理基本方針」の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定しており、2025（令和7）年度における目標等を発表しています。

また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定（見直し）された「第4次循環型社会形成推進基本計画」では、取組目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を設定しています。

愛知県では、2021（令和3）年度に「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）」を策定し、2026（令和8）年度を目標年度とした目標を設定しています。

表 4-2 上位計画の目標値

区 分	廃棄物処理基本方針	第4次循環型社会形成推進基本計画	愛知県廃棄物処理計画
目標年度	2025年度	2025年度	2026年度
排出削減	約3,800万トン	ごみ総排出量：850グラム	248.8万トン（2019年度比約2%削減）
		家庭系ごみ総排出量：440グラム	
再生利用率	約28%	—	21.2%
最終処分量	約320万トン（2017年度比約16.6%削減）	約300万トン（2000年度比約70%削減）	18.7万トン（2019年度比約4%削減）

4. 前回計画の達成度合い

平成 25 年度に策定された前回計画では、「ごみ排出量」「資源化率」「最終処分量」について、それぞれ目標値を掲げています。

前回計画での目標年度は平成 29 年度（中間）と、令和 4 年度（最終）となっていますが、令和 4 年度の実績がないため、平成 29 年度の値で評価を行います。

表 4-3 前回計画と実績値との比較（平成 29 年度時点での比較）

目標項目	単位	数値		達成状況
ごみ排出量	g/人日	前回目標値	819	×
		実績値	844	
資源化率	%	前回目標値	19	×
		実績値	18.0	
最終処分量	t/年	前回目標値	2,204	○
		実績値	1,200	

最終処分量は目標数値を下回る値であり、排出抑制がなされていることが伺えます。なお、ごみ排出量については、平成 29 年度は未達ですが、平成 29 年度以降は減少傾向となっており、令和 3 年度の時点で令和 4 年度の目標値を下回っています。

資源化率は、目標数値に達しておらず、平成 30 年度以降も集団回収量が別集計となったことで一旦その値は低下していましたが、令和に入ってから増加傾向に転じています。

第2節 課題の抽出

1. 発生・排出抑制

ごみ総排出量は年々減少傾向ですが、1人1日当たりのごみ排出量は平成30年度から年々微増傾向となっています。しかしながら、国の平均値（901g/人日：令和2年度）や愛知県の平均値（895g/人日：令和2年度）と比較しても747g/人日（令和2年度）と、80%程度の水準を維持しており、県内各自治体との比較でも下位10位以内となっています。

経年の傾向を見ても微増傾向ではあるものの、大きな変動には至っていないことから、今後とも排出抑制に関する施策の継続が重要です。

2. 収集運搬

本市では、町内会等で管理するごみ集積場において、委託業者が収集する段階で分別がなされていない（混載）ごみや、指定袋以外でのごみ排出については「警告シール」を貼り付けた上で、収集を行わない方針としています。

ただし、積み残したごみの種類・割合等については不明ですが、ごみ出しルールやマナーの徹底については、今までと同様に啓発活動を進めていく必要があります。

特に、不燃ごみへの穴開け処理がされていないスプレー缶や二次充電電池の混入による爆発・火災などの危険性の周知が必要であり、安全や衛生面に配慮した排出方法の啓発活動を進めます。

3. 中間処理

本市のごみのうち、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・空き瓶の一部・蛍光管・電池は、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターで適正に処理されています。また、資源ごみ、空き缶及び空き瓶の一部は津島市鹿伏兎リサイクルセンターで適正に処理されています。

現在のところ、特に問題は生じていないことから、今後も組合との連携を図りながら適正な処理を進めていく必要があります。

4. 分別・資源化

店頭回収や民間資源ステーションなど市民の排出機会の増加の影響もあり、資源化総量は減少傾向を続けています。特に集団回収を資源会社への直接取引とした平成30年度には多く減少を示し、以後も微減傾向を続けています。一方で、資源化率は平成30年度に大きく下がりましたが、その後は僅かながらも増加傾向となっています。

市では把握しきれない店頭回収や民間資源ステーションへの排出量は増加しています。

資源化の内訳としては、直接資源化量が増減を繰り返していますが、処理施設による資源

化量は増えています。

資源の内訳は、紙類及びガラス類が減少傾向となっており、新聞紙・雑誌類の電子媒体化の影響やびん類の減少に伴うものと推測されます。

今後は、超高齢社会への対応や「プラスチック資源循環促進法」の施行に伴う施策の展開が必要となります。

5. 最終処分

最終処分量は平成30年度に前年と比較して大きく減少後、増減を繰り返しながらも減少傾向を続けており、令和3年度の最終処分率は5.4%となっています。

今後は、焼却処理量の減量を徹底することにより、最終処分量の一層の減量に取り組むことが重要です。

第5章 基本計画

第1節 前提条件の整理

1. 循環型社会及び低炭素社会の概念

わが国では、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動や住民のライフスタイルを見直し、資源を効率的に利用してごみの排出抑制に努め、排出されたごみは可能な限り資源化を図り、どうしても利用できないごみは適正に処理・処分を行うことで、「持続的に環境への負荷を低減する循環型社会」の構築が求められています。

循環型社会を実現するためには、廃棄物になるものは受け取らない（Refuse：リフューズ）、廃棄物の発生を抑制する（Reduce：リデュース）、廃棄物を再使用する（Reuse：リユース）、廃棄物を再生利用する（Recycle：リサイクル）というサイクルを中心とし、最後にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処理・処分することが必要です。

また、我々は日常生活の様々な製品の使用やサービスの利用により二酸化炭素を始めとする温室効果ガスを排出しており、その排出量は利便性の向上とともに増大しています。温室効果ガスによる地球温暖化は、海水面の上昇や真夏日・猛暑日の増加など人々の健康や経済活動に悪影響を与えており、その排出量を抑制することは重要な課題といわれています。

そのため、「二酸化炭素の排出量を削減する社会＝低炭素社会」を実現させるために、それぞれのライフスタイルを変換していく必要があります。

環境省は低炭素社会を目指す上で、以下に示す3つの基本的理念を念頭に置く必要があるとしています。

- カーボン・ミニマムの実現
- 豊かさを実感できる簡素な暮らしへの志向
- 自然との共生

2. 排出抑制・資源化に向けた方策の概念

ごみの排出を抑制し、排出されたごみを可能な限り再使用・再資源化し、環境に負荷がかからないよう適正に処理・処分することがごみ処理の基本であり、ごみの排出抑制・再資源化が本計画の中で最重点課題と位置づけられます。

ごみの排出抑制・再資源化の促進にあたっては、大量生産・大量消費に代表される社会経済システムの見直しのみならず、ライフスタイルの見直しなど再資源化を基本とした環境への負荷の少ないシステムをめざす必要があります。

そのためには、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割分担を明確にし、三者が一体となつてごみの発生を抑制していかなければなりません。

3. SDGs 時代のごみ問題について

1) SDGs とは

SDGs は「Sustainable Development Goals」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの持続可能な開発のための国際目標です。

SDGs は17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず先進国自身が取り組む普遍的なものです。

このうち廃棄物に関連があるものとして環境省は食品ロスとともにすべての廃棄物管理、廃棄物の3R、海洋汚染の防止を挙げています。



国は、これらの取り組みを踏まえ、大量生産・大量消費・大量廃棄を抑制し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の形成を目指すこととしています。



出典：国際連合広報センターホームページ

図 5-1 SDGs の目標

表 5-1 SDGs の目標

SDGs (ゴール)	ターゲット
<p>Goal 12</p>  <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<p>12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。</p> <p>12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p> <p>12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p>
<p>Goal 14</p>  <p>海洋汚染を防止・削減する</p>	<p>14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p>

出典：国際連合広報センターホームページ

2) SDGs時代の廃棄物処理

国の循環型社会の形成推進施策を踏まえ、自治体のごみ処理は、資源循環のために多様な資源の回収・資源化が行われるようになり、併せて低炭素型のために廃棄物エネルギーの回収、廃棄物系バイオマスの有効利用促進も加わりました。

このため、新たな技術の導入、また、回収物等の利用先確保など新たな課題も生じていますが、分別収集には全ての市民が関わり、リサイクルの実施状況や不適正処理などのごみ問題は市民にとって最も身近な環境問題となっています。

4. 広域的取組みの推進と必要性

令和4年3月に「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」（以下、「新広域化計画」という）が策定され、第2次計画に続いてごみ排出量の減少や事業費の縮減について、持続可能な適正処理の確保を主な目的として今後進めていきます。

新広域化計画での基本方針は以下のとおりです。

- ごみ排出削減とリサイクルの推進
- 廃棄物処理経費の縮減
- 気候変動対策の推進
- 災害への対応
- 地域の新たな価値の創出

本市では、新広域化計画にて区分された第4ブロック（海部津島ブロック）での施設整備がなされ、海部地区環境事務組合にて八穂クリーンセンターの整備を行い、平成14年度から施設稼働を開始しています。

新広域化計画では、現状と同様に1施設の維持を処理の方向性としています。

第2節 基本方針

1. 基本理念

「第5次津島市総合計画」における将来の都市像は「～未来につなぐ～ 住んでみたい 住んでよかったまち 津島」とし、実現に向けた多くの重点戦略となる施策を掲げています。その中にごみ処理に関しては「環境保全と持続可能な社会の形成」があります。

また、津島市環境基本計画では、本市の目指す環境のまちづくりの基本目標として「津島の自然や歴史・文化を礎に、ともにづくり、未来へつなぐ」とされており、同様に計画の基本目標として「持続可能で快適なまち」とされています。

このように、本市の廃棄物処理に係る考え方には「持続可能」というワードが掲げられており、これは前述のSDGsの理念とも合致します。これに「循環型社会」「低炭素社会」等の社会情勢の変化や本市のごみ処理に関する課題を踏まえて基本理念を以下に示します。

【基本理念】
**市民協働による持続可能な
循環型社会・低炭素社会の構築**

2. 基本方針

本計画では、基本理念を実現するための基本方針を以下に示します。

基本方針1 発生抑制・再使用の促進

市民・事業者・行政それぞれの役割を果たし、協働することで、ごみの発生抑制や再使用の取組を促進します。

基本方針2 資源循環の推進

市民・事業者・行政それぞれの役割により、ごみではなく資源として利活用(資源循環)できるようなシステムづくりや効果的な運用を推進します。特に、プラスチックごみや食品廃棄物については、排出抑制と循環処理について研究・運用を進めます。

また、ごみ処理過程においても効果的なエネルギー回収やその活用を行うことで、低炭素社会に寄与します。

基本方針 3 適正処理の推進

3 Rに基づく発生抑制、再利用、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、コストと環境負荷のバランスを考慮した処理体制を推進します。

また、ごみ処理過程においても効果的なエネルギー回収やその活用を行うことで、低炭素社会に寄与します。

基本方針 4 持続可能なシステムづくりの推進

市民・事業者・行政の協働により、3 Rの推進や低炭素の推進を継続するための啓発・学習活動を推進します。

基本方針 5 不法投棄対策の強化

不適正なごみの排出や、不法投棄を防止するために啓発を推進するとともに、関係機関との協働による監視等による未然防止に努めます。

基本方針 6 災害廃棄物対策の推進

災害時における迅速なごみ処理に向けて、関係機関との連携や災害廃棄物の仮置場を確保し、災害時の廃棄物処理体制を整備します。

第3節 達成目標

1. ごみ排出量の削減目標

ごみの排出抑制に係る目標値としては、国の「循環型社会形成推進基本計画」や「廃棄物処理基本方針」で令和7年度における減量化目標が示されています。また、「愛知県廃棄物処理計画」においても令和8年度を目標年次とした目標値が示されています。表5-2に本市の実績値及び国県の目標値を示します。

表5-2 本市の実績値及び国県の目標値

評価項目		津島市の実績値		全国・県の実績値		国・県の目標値			
				全国平均	愛知県平均	国		愛知県	
		(R2年度)	(R3年度)	(R2年度)	(R2年度)	(R7年度)	(対R2比)	(R8年度)	(対R2比)
1人1日当たり総排出量 (家庭系ごみ量※)	g/人・日	747 (526)	750 (514)	901 (511)	895 (520)	850 (440)	-5.66% (-13.9%)	— (480)	— (-7.7%)
リサイクル率	%	15.1	15.4	23.0	22.3	28.0	+5.0ポイント	23.0	+0.7ポイント
最終処分率	%	6.7	5.4	10.1	7.0	8.4	-1.7ポイント	7.8	+0.8ポイント

※家庭系ごみ量とは、ごみ総排出量全体から、事業系ごみ量全体、集団回収ごみ量全体、生活系ごみ量のうち資源ごみ量を除いたもの

津島市及び県の実績値は「一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県）」及び津島市資料

国の実績値は「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省HP）」

リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量

最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量

※国の目標値（8.4%）は最終処分量の目標値（320万t）を排出量の目標値（3,800万t）で除した値

※県の目標値（7.8%）は最終処分量の目標値（18.6万t）を排出量の目標値（239万t）で除した値

国のごみ総排出量、リサイクル率、最終処分率の目標値は、「循環型社会形成推進基本計画」及び「廃棄物処理基本方針」より

県のごみ総排出量、リサイクル率、最終処分率の目標値は、「愛知県廃棄物処理計画」より

県の1人1日当たり総排出量がーなのは、計画収集人口が不明であるため

一方、「第5次津島市総合計画」では、「環境保全と持続可能な社会の形成」という重点戦略となる施策のもと、ごみ総排出量の目標値を令和7年度に729g/人日、令和12年度に704g/人日と設定しています。

本市のごみ排出量は、これまでも計画的に減量化に努めてきた結果、県内でも少ない状況が続いています。

これらを踏まえて、本計画における排出量の削減目標は「第5次津島市総合計画」の目標値を基準として中間年度(令和9年度)に720g/人日(令和3年度実績(750g/人日)比4.0%減)を目指し、目標年度(令和14年度)に690g/人日(令和3年度実績(750g/人日)比8.0%減)を目指すこととします。

排出量の減量目標

中間年度：720g/人日（基準年度比4.0%減）

目標年度：690g/人日（基準年度比8.0%減）

2. 資源化率の目標

ごみの資源化に係る目標値としては、国の「廃棄物処理基本的な方針」では令和7年度に28%、「愛知県廃棄物処理計画」においても令和8年度に23%への向上を目指しています。

また、「第5次津島市総合計画」では、資源化率の目標値を令和7年度に19.1%、令和12年度に21.6%と設定しています。

本市では、これまでもごみの資源化に積極的に取り組み、容器包装プラスチックの分別収集などを実施してきました。スーパー等での店頭回収や民間資源ステーションでの排出など資源の排出機会が増加し、また、子ども会などの地域団体での集団回収も資源会社と直接取引されており、市域全体では、一定の回収量があると見込まれますが、その量の把握は難しくなっています。

参考に、令和3年度における民間資源ステーションでの回収量^(注)を含めた資源化率は20.9%となります。

(注：市内無人ステーション6箇所・店舗併設ステーション8箇所調査)

一方で、現在処理されている可燃ごみや不燃ごみの中には資源化が可能なごみも多く含まれていることから、これらの分別を徹底することにより、本計画における資源化目標は「第5次津島市総合計画」の目標値を目安として、中間年度（令和9年度）に19.0%（令和3年度実績(15.4%)比3.6ポイント増）を目指し、目標年度（令和14年度）に20.0%（令和3年度実績(15.4%)比4.6ポイント増）を目指すこととします。

資源化率の目標

中間年度：19.0%（基準年度比3.6ポイント増）

目標年度：20.0%（基準年度比4.6ポイント増）

なお、使用済み紙おむつなど超高齢社会の進展により増加が予想されるものの分別・資源化や、プラスチック資源循環促進法に伴うプラスチック資源の分別・資源化については、近隣自治体や国の動向を注視しながらそのあり方について今後の検討課題とします。

3. 最終処分量の目標

ごみの資源化に係る目標値としては、国の「廃棄物処理基本的な方針」では令和7年度に平成29年度比で7%の減量、「愛知県廃棄物処理計画」においても令和8年度に令和元年度比で4%の減量を目指しています。

本市では、平成29年度最終処分量と令和3年度最終処分量の比較で約25%の減量となっています。また、総排出量に対する割合（最終処分率）も6.6%から5.4%となっており、国及び県の最終処分率と比べても相当低い割合です。

本計画における最終処分量の目標は、可燃ごみの資源化促進を図ることで焼却量を減量させることにより、中間年度（令和9年度）に785 t（令和3年度実績(897 t)比12.5%減）を目指し、目標年度（令和14年度）に700 t（令和3年度実績(897 t)比20.0%減）を目指すこととします。

最終処分の目標

中間年度：785 t（基準年度比12.5%減）

目標年度：700 t（基準年度比20.0%減）

4. 目標達成ケースにおけるごみ処理量の見込み

排出量の減量、資源化、最終処分量の目標に基づいて、ごみの減量化及び資源化の促進を行った場合のごみ処理量の見込みを表 5-3 から表 5-5 に示します。

表 5-3 減量後のごみ排出量の見込み

区分\年度		実績			
		R3	R4	R9	R14
計画収集人口	(人)	61,146	60,639	58,167	55,795
生活系ごみ排出量					
委託収集ごみ	(g/人日)	563	557	543	516
直接搬入ごみ		8	7	8	8
計		571	564	551	524
委託収集ごみ	(t/年)	12,555	12,336	11,568	10,508
直接搬入ごみ		183	153	164	167
計		12,738	12,490	11,731	10,675
集団回収ごみ量					
集団回収ごみ	(g/人日)	0	0	0	0
計		0	0	0	0
集団回収ごみ	(t/年)	0	0	0	0
計		0	0	0	0
事業系ごみ排出量					
許可収集ごみ	(t/日)	11	11	10	9
計		11	11	10	9
許可収集ごみ	(t/年)	4,005	3,975	3,514	3,322
計		4,005	3,975	3,514	3,322
ごみ総排出量					
	(t/年)	16,743	16,465	15,245	13,996
	(g/人・日)	750	744	716	687
	対R3比率		99.2%	95.5%	91.6%

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

これによると中間年度の1人1日当たり排出量は716g/人・日、目標年度の1人1日当たり排出量は687g/人・日となり、目標を達成します。

表 5-4 減量後の種類別排出量の見込み

単位：t/年

分別区分\年度	実績	推計値		
	R3	R4	R9	R14
ごみ総排出量	16,743	16,465	15,245	13,996
生活系ごみ	12,738	12,490	11,731	10,675
収集ごみ	12,555	12,336	11,568	10,508
可燃ごみ	10,561	10,231	9,132	7,986
資源ごみ	1,269	1,389	1,764	1,912
不燃ごみ	487	481	451	410
粗大ごみ	238	234	220	200
直接搬入ごみ	183	153	164	167
可燃ごみ	1	1	1	1
資源ごみ	5	4	4	5
不燃ごみ	2	2	2	2
粗大ごみ	175	147	156	159
事業系ごみ	4,005	3,975	3,514	3,322
収集ごみ	4,005	3,975	3,514	3,322
可燃ごみ	4,005	3,975	3,514	3,322
ごみ総排出量種類別内訳	16,743	16,465	15,245	13,996
可燃ごみ	14,567	14,207	12,647	11,308
資源ごみ	1,274	1,394	1,769	1,917
不燃ごみ	489	483	453	412
粗大ごみ	413	381	376	359

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

表 5-5 減量後・資源化促進後のごみ処理量の見込み

単位：t/年

分別区分\年度	実績	推計値		
	R3	R4	R9	R14
ごみ総排出量	16,743	16,465	15,245	13,996
総資源化量	2,579	2,641	2,890	2,926
直接資源化量	1,274	1,394	1,769	1,917
資源ごみ	1,274	1,250	1,173	1,066
紙類	317	311	292	265
金属類	109	108	101	92
ガラス類	289	284	266	242
ペットボトル	57	56	53	48
容器包装プラスチック	458	449	421	383
布類	21	20	19	17
廃食用油	2	3	2	2
その他（有害ごみ）	21	20	19	17
可燃ごみからのシフト（紙類）	—	144	530	669
可燃ごみからのシフト（プラ類）	—	0	66	182
処理施設に伴う資源化量	1,305	1,247	1,121	1,009
可燃ごみ	14,568	14,351	13,243	12,159
資源ごみへのシフト量	—	144	596	851
焼却処理	15,332	14,939	13,349	11,961
セメント原料（焼却灰・飛灰）	1,169	1,135	1,015	909
粗大処理	901	864	829	771
金属類	124	100	96	89
その他（有害ごみ）	12	11	11	10
焼却処理量	15,332	14,939	13,349	11,961
可燃ごみ量	14,568	14,207	12,647	11,308
不燃粗大ごみ処理残渣量	764	732	702	653
最終処分量	897	874	781	700
焼却残渣量	896	873	780	699
直接埋立量	1	1	1	1

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第4節 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の主体

本計画における目標達成のためには、市民・事業者・行政が一体となってそれぞれの役割に取り組むことが重要です。

1) 市民の役割

購入・消費・廃棄の各段階において、ごみの減量化や資源化を促進するための取り組みを推進します。

2) 事業者の役割

ごみの発生・排出抑制を目的とした事業活動に努めます。生産・流通・販売・廃棄の各段階において、循環型・低炭素化社会を構築するための取り組みを推進します。

3) 行政の役割

市民・事業者と相互に連携・協働を図りながら、循環型・低炭素化社会を構築するための施策の展開や、適正な処理等の取り組みを推進します。

2. 発生・排出抑制計画

ごみの排出を抑制し、排出されたごみを可能な限り再生・再資源化し、環境に負荷がかからないよう適正に処理・処分することがごみ処理の基本であり、ごみの排出抑制・再資源化が本計画の中で最重点課題と位置づけられます。

ごみの排出抑制・再資源化の促進にあたっては、大量生産・大量消費に代表される社会経済システムの見直しのみならず、ライフスタイルの見直しなど資源化と省資源を基本とした環境への負荷の少ないシステムをめざす必要があります。

そのためには、市民・事業者・行政それぞれの役割分担を明確にし、三者が一体となってごみの発生を抑制していくことが重要であることから、各々が適切に役割分担を果たしながら効果的な施策の推進に努めます。

1) 市民の役割

施策① 過剰包装商品の購入自粛

スーパーなどで販売されている商品の中で、過剰包装商品の購入を控えることでごみの削減に努めます。

施策② レジ袋の使用削減

買い物時にマイバッグを持参することでレジ袋使用を削減します。

施策③ 生ごみ水分ひとしぼり運動の実施

家庭での調理時に生ごみに含まれる水分をしぼることで減量化に努めます。
具体的には、水分をしぼり取ることで約10%の削減が見込まれます。

施策④ 食品ロスの削減

購入・調理・食事の各場面において、食品ロスが出ないように努めます。

- 家庭にある食材の確認
- 必要な分だけ買って、食べきる
- 期限表示を確認する
- 適切な方法で保存する（小分け・下処理）
- 残っている食材から使用する
- 食べきれぬ量を作る
- リメイクレシピ等に取り組む
- 食品ロス削減マッチングサービス「タベスケ」の活用

施策⑤ 生ごみ堆肥化の推進

生ごみ堆肥化出前講座への出席、処理容器の購入・利用により、生ごみを堆肥化することでごみ排出量の削減に努めます。

施策⑥ ごみゼロ運動等への参加

事業者やボランティア団体とともに、ごみゼロ運動を初めとする清掃ボランティア活動へ参加し、意識の向上・啓発に努めます。

施策⑦ 市民委員会等による啓発活動への参加

市民委員会や地域団体によるごみ分別説明会や各種イベントに参加し、意識の向上・啓発に努めます。

施策⑧ リユース活動の推進

再使用できる不用品をフリーマーケットやネットオークションへ拠出したり、修理や部品交換により再利用することでごみの発生抑制に努めます。

2) 事業者の役割

施策① 過剰包装商品の販売抑制

スーパーなどで販売している商品の中で、過剰包装商品の見直しを行うことでごみの削減に努めます。

施策② レジ袋及びプラスチック什器の削減

レジ袋や使い捨てのプラスチックスプーン等の有料化の実施や代替素材への切替を検討することで、プラスチックの排出抑制に努めます。

施策③ 生ごみ水分ひとしぼり運動の実施

排出時に含まれる水分をしぼることで減量化に努めます。

施策④ 食品ロスの削減

商品調理において、食品ロスが出ないように努めます。

- 不必要な量の調理をしない
- 期限表示を確認する

- 適切な方法で保存する（小分け・下処理）
- 食品ロス削減マッチングサービス「タベスケ」の活用

3) 行政の役割

施策① 過剰包装商品の販売抑制・購入自粛

過剰包装商品の購入を控えることや過剰包装商品の見直しを行うことをHP等でPRしてごみの削減に努めます。

施策② レジ袋の使用削減

買い物時のマイバッグを持参することによるレジ袋使用の削減をHP等でPRしてごみの削減に努めます。

施策③ 生ごみ水分ひとしぼり運動の実施

生ごみ水分ひとしぼり運動のPRや多量の水分を含むごみ袋の排出者に対する指導・啓発を行います。

施策④ 食品ロスの削減

食品ロス削減マッチングサービス「タベスケ」をはじめとする、食品ロスに関する取組み方法等を紹介し、家庭や事業所での取組み促進を図ります。

施策⑤ 生ごみ堆肥化の推進

生ごみ堆肥化出前講座を実施し、各家庭への堆肥化促進に努めます。

施策⑥ ごみゼロ運動等への参加

ごみゼロ運動を開催することで、意識の向上・啓発に努めます。

施策⑦ 市民委員会等による啓発活動

市民委員会や地域団体によるごみ分別説明会や各種イベントの開催を支援し、意識の向上・啓発に努めます。

施策⑧ ごみ処理に関する情報の提供や啓発

減量化促進のため、広報誌や市公式ホームページにより、ごみ処理費用をはじめとするごみ関連情報を提供します。

施策⑨ リユース活動の推進

フリーマーケットやリサイクルフェアの開催を支援することでごみの発生抑制に努めます。

施策⑩ 事業系ごみの排出抑制指導

事業系ごみを排出する事業所等に対して、排出抑制を促すような指導を進めていきます。

- 廃棄物減量化計画の策定指導
- 古紙類の分別や生ごみの堆肥化等、排出抑制対策の指導

施策⑪ 行政の率先垂範

グリーン購入などの行動を率先し、市内の発生・排出抑制を促進します。

- 事務用紙、コピー用紙、トイレトペーパー等の庁用品の再生品使用
- 公共事業等において廃材や廃材の再生品等の使用
- 不要なコピーやプリントアウトの削減
- 行政の活動においてペーパーレス化の率先行動

3. 分別・資源化計画

本市の資源化量はほぼ横ばい傾向ですが、ごみ排出量の減量化にともなって資源化率はやや向上しています。しかしながら、目標値を下回っている状況であることから、資源化物の分別精度の向上を目的として、燃やすごみの中にある資源化物を資源ごみとしての分別について促進する必要があります。

また、リサイクルステーションの適正な運営を目的とした情報提供、ごみの分別促進を目的とした説明会の実施、刈草・剪定枝の資源化促進のための仕組みづくりについて検討を進めます。

1) 市民の役割

施策① 燃やすごみ中の資源化物の分別徹底

燃やすごみ中に存在する、紙類・プラスチック製容器包装等について、分別区分や分別方法について知見を広げ、分別排出に努めます。

施策② ごみステーションの適正管理

地域のごみステーションの適正な管理を行うために、ごみ出しマナーや分別区分徹底に努めます。

施策③ 環境学習への積極参加

施設見学やごみ処理に関する講演会・講習会等に積極的に参加し、意識向上や実践につながるように努めます。

2) 事業者の役割

施策① 分別排出の徹底

事業系ごみとしての排出前に資源化物を資源ごみとして分別し、資源化促進に努めます。

施策② 適正処理困難物の対応

アスベスト含有品、医療廃棄物等、適正処理困難物については、適正に処理できるように対応します。

施策③ リサイクル関連法への対応

資源有効利用促進法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、食品リサイクル法等に基づく資源化・適正処理について努めます。

3) 行政の役割

施策① 燃やすごみ中の資源化物の分別徹底

燃やすごみ中に存在する、紙類・プラスチック製容器包装等について、分別区分や分別方法について説明会等を行うことで分別排出を促します。

施策② 常設リサイクルステーションの適正管理

鹿伏兎最終処分場のリサイクルステーションの適正な管理に努め、資源ごみや廃食用油の回収・資源化促進に努めます。

施策③ 環境学習等による啓発活動

施設見学やごみ処理に関する講演会・講習会等に積極的に開催し、意識向上や実践につながるよう努めます。

施策④ 枯草・剪定枝の資源化

可燃ごみとなる枯草・剪定枝の回収方法や資源化を検討します。

4) 資源化量の見込み

各施策を実行した際の資源化量の見込みを表 5-6 及び図 5-2 に示します。
計画目標年次における資源化率は 20.9%となります。

表 5-6 資源化量の見込み

単位：t/年

分別区分\年度	実績	推計値		
	R3	R4	R9	R14
ごみ総排出量	16,743	16,465	15,245	13,996
総資源化量	2,579	2,641	2,890	2,926
直接資源化量	1,274	1,394	1,769	1,917
資源ごみ	1,274	1,250	1,173	1,066
紙類	317	311	292	265
金属類	109	108	101	92
ガラス類	289	284	266	242
ペットボトル	57	56	53	48
容器包装プラスチック	458	449	421	383
布類	21	20	19	17
廃食用油	2	3	2	2
その他(有害ごみ)	21	20	19	17
可燃ごみからのシフト(紙類)	—	144	530	669
可燃ごみからのシフト(プラ類)	—	0	66	182
処理施設に伴う資源化量	1,305	1,247	1,121	1,009
可燃ごみ	14,568	14,351	13,243	12,159
資源ごみへのシフト量	—	144	596	851
焼却処理量	15,332	14,939	13,349	11,961
セメント原料(焼却灰・飛灰)	1,169	1,135	1,015	909
粗大処理量	901	864	829	771
金属類	124	100	96	89
その他(有害ごみ)	12	11	11	10
資源化率	15.4%	16.0%	19.0%	20.9%

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

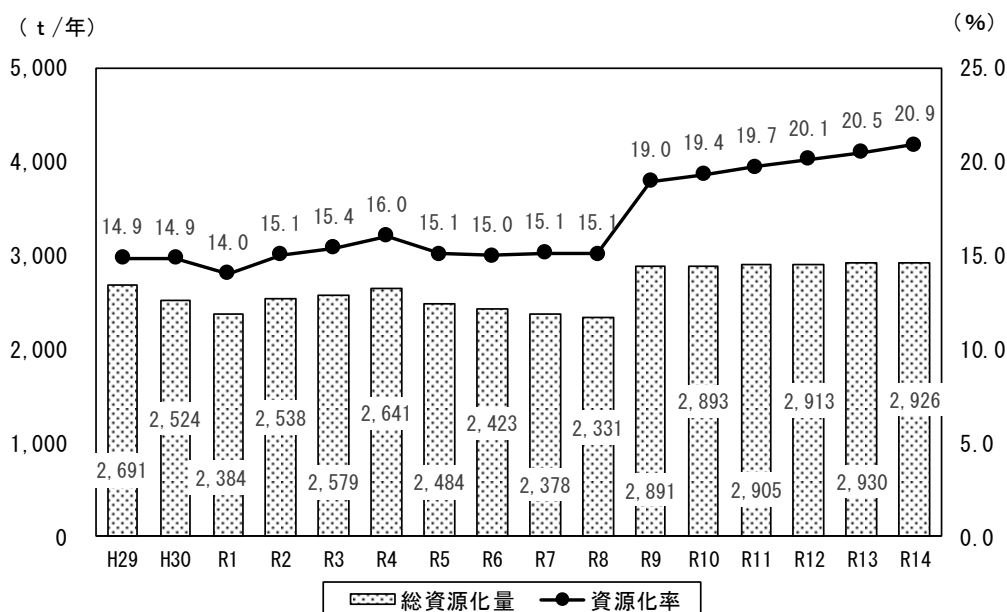


図 5-2 資源化量の見込み

これによると中間目標年度の資源化率は19.0%、計画目標年度の資源化率は20.9%と目標を達成します。

4. 収集運搬計画

収集体制については、基本的に現行の体制を継続するとともに、地域のごみステーションの適正管理を進めます。また、リサイクルステーションによる資源ごみや廃食用油の回収・資源化に努めます。穴開け未処理のスプレー缶や二次充電電池の不燃ごみ混入など不適正処理に伴う危険性と適正な排出方法を周知します。

1) 収集・運搬体制

収集運搬体制を表 5-7 に示します。

表 5-7 収集運搬体制

収集対象	現状の対象（家庭系ごみ）を維持します
収集体制	現状のとおり、委託業者による収集運搬とします
収集頻度	基本的に現状の頻度を維持しますが、サービスレベルを考慮した見直しを随時行います
収集方式	基本的にステーション方式を維持します ステーションへの距離が遠い家庭や高齢者等への配慮を行いながら、他の収集方式（路線収集等）についても検討を進めます
排出方法	指定袋による排出を維持します

2) 分別項目

分別項目を表 5-8 に示します。

表 5-8 分別項目

分別区分		排出形態		収集回数	収集方法
可燃ごみ		専用袋	ごみステーション	週 2 回	市の委託業者による収集
不燃ごみ		専用袋	ごみステーション	月 1 回	
粗大ごみ		ごみ証紙貼り付け	自宅前・門先	週 1 回	
資源ごみ	プラスチック製容器包装	専用袋	ごみステーション	週 1 回	
	空きびん	専用コンテナ	ごみステーション	月 1 回	
	空き缶	専用コンテナ	ごみステーション	月 1 回	
	ペットボトル	専用袋	ごみステーション	月 2 回	
	古紙・古布	十文字に梱包	ごみステーション	月 1 回	
	有害ごみ	専用コンテナ	ごみステーション	年 2 回	

また、収集を行わないごみについても、基本的に現在の区分を継続します。

表 5-9 収集を行わないごみ

分別品目	内 容	処理方法
小型家電製品	携帯電話、スマートフォン、電話機、携帯ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、ゲーム機、理美容機器など	回収ボックスへ
家電リサイクル法に基づく製品	エアコン、テレビ（ブラウン管式）、薄型テレビ（液晶・プラズマ式） 冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	販売店へ
家庭用パソコン	デスクトップ・ノートパソコン、ブラウン管・液晶ディスプレイ	メーカー等へ
収集できないごみ	自動車の部品、タイヤ、モーター類、農薬、農機具、ビニールハウスのビニール、プロパンガスボンベ、消火器、廃油、薬品、塗料など 事業系ごみ、家電リサイクル法に基づく製品、家庭用パソコン	販売店、業者へ相談
事業系ごみ	飲食店、商店、事務所、工場等から排出されるごみ	業者委託

3) 有料化

ごみ処理の有料化については、指定袋制度を導入しています。排出抑制に係る経済的インセンティブの観点や、ごみ処理に関する負担の公平化を目的として、現在の制度を継続します。

5. 中間処理計画

1) 中間処理の方法

本市のごみ中間処理は、その多くを海部地区環境事務組合において広域処理を行っていますが、資源ごみのうち、ガラス類・ペットボトル、プラスチック製容器包装・廃食用油については、市の鹿伏兔最終処分場にあるリサイクルセンターにて処理を行っています。

今後の中間処理については、現状の体制を継続するものとし、適正な施設管理について組合との連携を深めます。また、刈草・剪定枝の資源化や廃食用油の資源化についての啓発を進めます。

表 5-10 中間処理の方法

ごみの種類		中間処理方法
可	燃 ご み	八穂クリーンセンター焼却施設にて焼却処理し、残渣は(公財)愛知臨海環境整備センター及び民間業者へ搬入し、最終処分を行う
不	燃 粗 大 ご み	八穂クリーンセンターリサイクルプラザにて選別・圧縮処理し、残渣は焼却施設にて処理を行う
資源 ごみ	紙 類	専門業者に委託し資源化を行う
	空 き 缶	津島市鹿伏兔最終処分場リサイクルセンターにて個別選別後資源化を行う
	ガ ラ ス 類	
	ペ ッ ト ボ ト ル	津島市鹿伏兔最終処分場リサイクルセンターにて選別圧縮処理後資源化を行う
	プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	
	廃 食 用 油	津島市鹿伏兔最終処分場リサイクルステーションにて回収後資源化を行う

2) 中間処理量

計画目標年次における中間処理量を表 5-11 に示します。

表 5-11 中間処理量

単位：t/年

分別区分\年度	実績	推計値		
	R3	R4	R9	R14
ごみ総排出量	16,743	16,465	15,245	13,996
可燃ごみ処理(焼却処理)	15,332	14,939	13,349	11,961
可燃ごみ	14,568	14,207	12,647	11,308
不燃粗大ごみ処理残渣	764	732	702	653
不燃・粗大ごみ処理(資源化)	901	864	829	771
不燃ごみ	488	483	453	412
粗大ごみ	413	381	376	359

6. 最終処分計画

1) 最終処分の方法

本市の最終処分は、焼却残渣を(公財)愛知県臨海環境整備センターにて行っており、市の鹿伏兔最終処分場ではコンクリートブロック、レンガ等の受け入れを行っています。

今後の最終処分については、現状の体制を継続するものとし、鹿伏兔最終処分場の適正な管理と新開処分場跡地の環境影響調査を継続して行います。

2) 最終処分量

計画目標年次における最終処分量及び最終処分率を表 5-12、図 5-3 に示します。

表 5-12 最終処分量

単位：t/年

分別区分\年度	実績	推計値		
	R3	R4	R9	R14
ごみ総排出量	16,743	16,465	15,245	13,996
最終処分量	897	874	781	700
焼却残渣量	896	873	780	699
直接埋立量	1	1	1	1
最終処分率	5.4%	5.3%	5.1%	5.0%

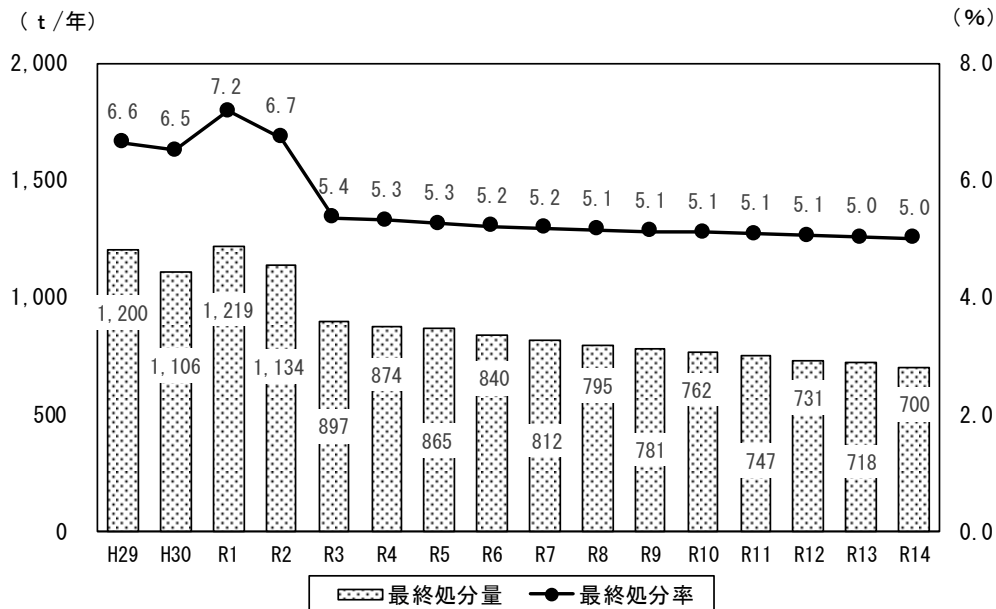


図 5-3 最終処分量

これによると中間目標年度の最終処分量は781 t、計画目標年度の最終処分量は700 tと目標を達成します。

第5節 その他ごみの処理に関し必要な事項

1. 不適正排出、不法投棄対策

ごみの不適正排出や不法投棄に対しては、以下に示すような対策の導入を検討します。

1) 不適正排出対策

指定された排出や、指定以外の分別区分ごみへの混入等による不適正排出を防止するためには、以下に示すような対策の導入や継続を行います。また、野焼き等の不適正処理に対しては、徹底した指導及び監視を行います。

施策① ごみ袋への対策

ごみ袋の中身が見えるようにすることで、他区分のごみの混入を確認します。また、分別間違いを防ぐことができる、イラストなどを使用したわかりやすい表記に努めます。(既に指定袋制を導入しています。)

施策② 収集方法に関する対策

ごみの収集場所に指導員を配置し、ごみの排出に関する指導を行います。

施策③ 広報等による啓発

各家庭に配布されている分別冊子や広報誌、市ホームページを活用し、ごみの分別区分等に関する情報の周知を行います。あわせて、転入者への指定袋配布や正しい分別方法に関する文書の町内回覧など不適正排出、不法投棄の抑制策を検討します。

2) 不法投棄対策

不法投棄に対しては、以下に示すような対策の導入や継続を行います

施策① 不法投棄されたごみの撤去

ごみが不法投棄されている場所には、更なる不法投棄が起りやすいため、不法投棄されたごみを撤去することにより、心理的効果により新たな不法投棄を抑制します。

施策② 不法投棄が頻発する場所の管理

不法投棄されやすい場所を適切に管理するとともに、看板や人感ライト・スピーカー(人間の体温を感知した場合に照明が点灯するとともに、スピーカーからメッセージが流れるもの)の設置、車両侵入防止柵の設置、プランターや花壇の設置等を検討します。

施策③ 地域活動

不法投棄対策への地域住民の参加を促し、不法投棄への関心を高めることで不法投棄をしにくく、またされにくくします。具体的には、住民参加型の不法投棄されたごみの撤去イベントや、住民と警察のコミュニケーションを促し、情報提供等で住民が協力して犯罪を抑止する取り組みなどがあります。

施策④ 投棄者への指導等

不法投棄者の特定又は推定を重点的に行い、投棄者に対する指導や投棄者の廃棄物処理法に基づく告発を強化して行います。

なお、廃棄物処理法では廃棄物を捨てた者（いわゆる不法投棄をした者）は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると規定されています。

施策⑤ 監視の強化

不法投棄が頻発する場所での張り込みや監視カメラの設置、パトロール、住民からの不法投棄に関する情報提供の依頼等により監視を行います。

2. 災害廃棄物処理

震災や水害等の大規模災害発生時には、津島市地域防災計画並びに津島市災害廃棄物処理計画に基づき適切な対処を行います。

1) 処理体制

発災時には生活環境課が中心となり、関係部局及び愛知県等と連携して業務を遂行します。人員が不足する場合は関係各所への応援要請等を行うことで体制を整備します。

2) 情報収集

発災直後は早期に被害規模を把握し、正確な情報収集に努めます。また、本市災害対策本部及び県との情報共有ができる体制を構築し、相互連携のもと適切な災害廃棄物処理の実施に努めます。

3) 処理対策の基本方針

災害廃棄物は可能な限り発生場所で分別し、一次仮置場での粗選別を行った後、廃棄物処理施設での処理や再生利用を行います。既存施設での処理が難しい場合は、二次仮置場を設けて破砕・選別、再資源化等を行うことも検討します。

4) 収集運搬

災害廃棄物は、一次仮置場または直接既存処理施設へ搬入しますが、状況に応じて他自治体等への搬入も検討します。

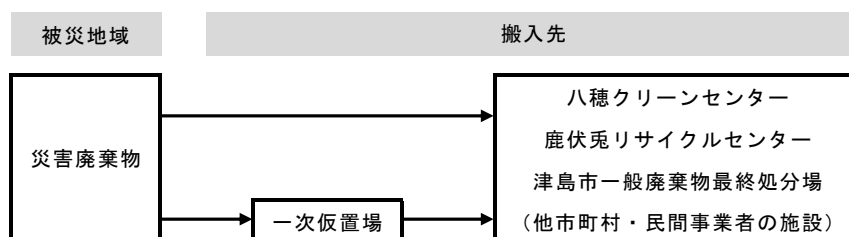


図 5-4 災害廃棄物の収集運搬の基本フロー

5) 仮置場の設置・運営

発災後速やかに仮置場を確保し、生活圏から廃棄物を撤去・処理します。本市では、①鹿伏兎最終処分場、②流通グラウンド、③中一色柳原処分場跡地を仮候補地としていますが、引き続き候補地の検討を進めます。

仮置場は発災翌日までに開設し、必要な環境対策等を講じた上で適切に運営します。

6) 中間処理・再資源化・最終処分

可能な限り既存処理施設にて処理を行いますが、既存処理施設での処理が困難な場合は、他自治体や民間事業者での処理や県外広域処理、仮設処理施設の設置を検討します。

7) 処理困難物

危険物・有害廃棄物等処理困難な廃棄物については、平時より事業者との連携により処理体制の構築を図ります。

8) 損壊家屋

損壊家屋の解体・撤去は原則として所有者が行いますが、本市が環境保全上特に必要と判断した場合は公費による撤去を行います。

9) 環境対策・モニタリング

災害廃棄物の撤去、損壊家屋の解体・撤去、仮置場での保管・選別等において、必要な環境対策及び環境モニタリングを実施します。

10) 避難所ごみ・生活ごみ・し尿に係る体制

避難所ごみ、生活ごみ及びし尿の収集運搬・処理フローを図5-5に示します。

発災時は市内の収集運搬業者へ協力を要請し、既存処理施設で処理を行いますが、車両台数や既存処理施設の能力が不足する場合は他自治体への支援を要請します。

11) 普及・啓発

防災訓練等の機会を通じて、災害時の混乱を避け、市民の理解、協力が得られるよう啓発を実施します。

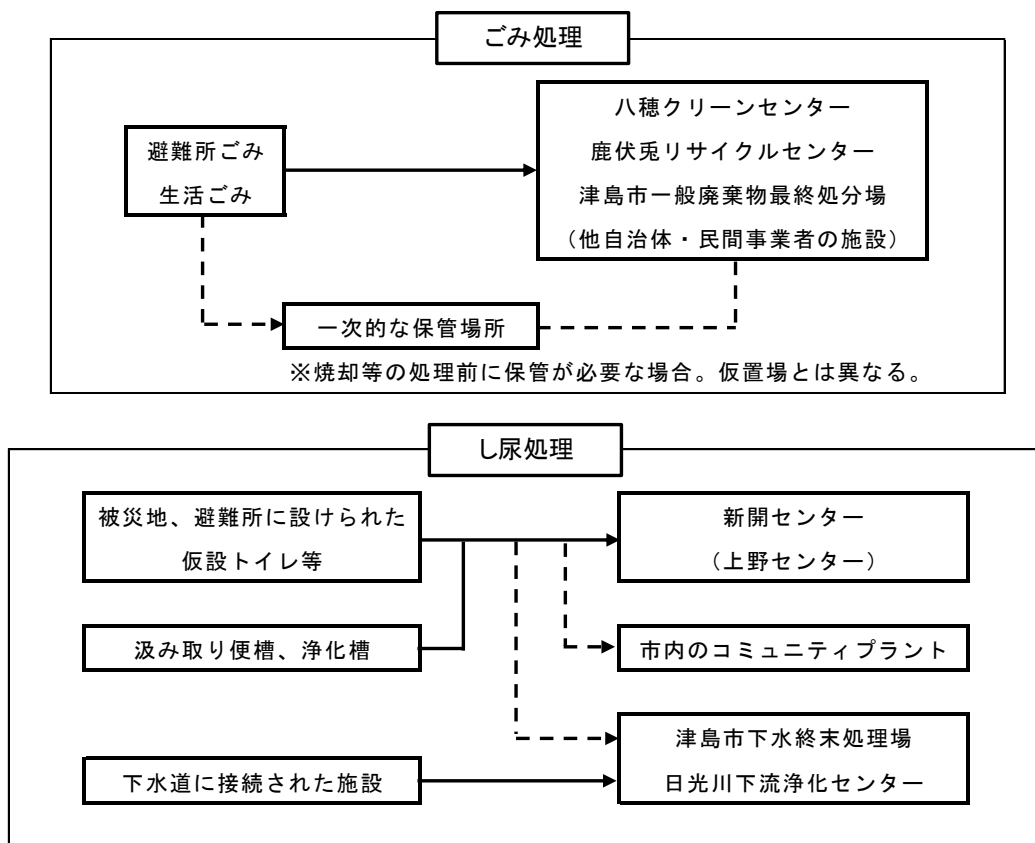


図 5-5 避難所ごみ、生活ごみ及びし尿の収集運搬・処理フロー

3. 地球温暖化対策

地球温暖化対策については、津島市地球温暖化対策実行計画に基づき適切な対応を行います。

施策① 職員の省エネルギー行動の促進

津島市地球温暖化対策実行計画に基づき事務事業における職員の省エネルギー行動の浸透を図ります。

施策② 公共施設からの温室効果ガスの排出抑制

津島市地球温暖化対策実行計画に基づきエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を計画的に削減します。

施策③ 公共施設の省エネルギー化

津島市地球温暖化対策実行計画に基づき省エネ効果の測定を行い、公共施設で使用する動力、照明等設備の最適運転、省エネ改修等を行います。

施策④ 収集運搬業務の省エネルギー化

「エネルギーを賢く大切に使うまち」を目標に、収集ルート最適化やエコドライブ等により、温室効果ガス排出量削減を図ります。